

第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時： 令和3年2月13日（土） 午後2時30分～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第

- (1) 現時点の発生状況と対応状況について
- (2) 北海道における取組について
- (3) 札幌市における感染状況等について
- (4) 札幌市における感染拡大防止対策について

4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・第36回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・札幌市における感染状況について
- ・各局区における取組状況等の報告資料

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

※下線更新箇所

1 市内感染状況（2/12 現在）

(1) 陽性者状態別内訳

（単位：人）

陽性者(累計)	現在患者	軽症・中等症	重症	死亡者 (累計)	陰性確認者 (累計)
11,101	536	528	8	301	10,264

(2) 男女別・年代別内訳

（単位：人）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	非公表	計
男性	7	419	1,109	801	750	610	466	393	257	95	71	4,978
女性	2	295	1,152	703	681	614	480	414	479	321	99	5,240
非公表	12	9	13	6	5	5	4	2			827	883
計	21	723	2,274	1,510	1,436	1,229	950	809	736	416	997	11,101
現在患者		32	59	58	93	84	70	46	32	23	39	536
陰性確認者	21	691	2,215	1,452	1,341	1,139	851	701	591	312	950	10,264
死亡者					2	6	29	62	113	81	8	301

2 対応状況

(1) 対策本部等

○1月14日 第10回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・まずは、北海道が定める「警戒ステージ3」相当となる1日当たりの新規感染者数42人未満にすることを目標とする。そのために、飲食を伴う場面の対策や人流抑制対策、集団感染対策などについて、関係機関と連携しながら着実に進め、市内の感染拡大の抑止に取り組むこと。
- ・市内の接待を伴う飲食店に対し、勉強会や、今後開催する研修会など、事業者と連携した取組を進めるとともに、感染拡大の防止に持続的に取り組む店舗を増やし、対策の実効性を高める仕組みを検討すること。

○1月7日 第22回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・1都3県における緊急事態宣言の発令や全国的な感染拡大傾向を踏まえて、国や他自治体の取組状況などが日々刻々と変わることが想定される。1月15日までの集中対策期間が終了したのちの感染拡大防止対策については、これらを情報収集し、北海道とも連携したうえで、より効果的な対策を検討すること。
- ・感染拡大防止のため、緊急事態宣言の対象区域となる1都3県への出張については、やむを得ない場合を除き、控えることとし、オンライン会議などを積極的に活用すること。

○12月24日 第21回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・入院受入病床や後方支援病院、人的支援などの拡充に取り組むなど、引き続き医療提供体制の整備に努めること。
- ・接待を伴う飲食店に対する営業時間短縮等の要請について、引き続き協力を依頼すること。また、北海道と連携しながら、店舗への感染対策の普及啓発や、積極的なPCR検査の実施など、実効性の高い感染防止対策を継続すること。
- ・営業時間短縮要請に係る協力支援金やホテルへの感染症対策支援のほか、国から提示のあったワクチン接種のための準備経費を、補正予算に盛り込む予定であることから、迅速に実施できるよう、スピード感を持って進めること。

○12月16日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

<議題>

- ・10月28日以降の感染防止対策の取組
- ・市内感染状況
- ・医療提供体制

○12月10日 第20回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療機関・福祉施設において、集団感染が多数発生している状況にある。これを踏まえ、陽性者の早期発見や早期介入など対応を強化し、引き続き、まん延防止に取り組むこと。
また、医療機関や関係団体などに情報提供し、その協力のもと、受入病床や医療従事者の確保など、医療提供体制の更なる整備に努めること。
- ・すすきの地区は、これまでも営業時間短縮等の要請をしてきたが、継続についての要請をすること。なお、長期に渡り、多大な負担をかけていることも踏まえ、事業者に必要な支援が行き渡るよう、北海道とも連携して対応するとともに、事業者や関係団体との対話などを通じ、すすきの地区を安心・安全に利用してもらうための仕組みづくりについても迅速に進めること。
- ・市内全域の感染拡大防止のため、感染対策の更なる徹底を広報するとともに、医療・福祉施設で働く方の健康管理を徹底するために、対策の検討を早急に進めること。
- ・感染拡大の影響によって、退職や休業などを余儀なくされた方への支援に取り組むこと。また、閣議決定される見込みの「ひとり親世帯を対象とした臨時給付金」について、必要な方々へ、年内に行き渡るよう迅速な対応をすること。
- ・大晦日の地下鉄の延長運転については中止とするが、例年と異なる取り扱いとなることから、周知を徹底し、市民に混乱を招くことがないように努めること。
- ・年末年始に開催予定のイベントなどについては、現下の感染状況を踏まえ、改めて主催者の方々に対し、その開催を慎重に判断するよう依頼すること。
また、施設管理者に対しても、これらを踏まえ、更なる感染防止対策の徹底を依頼すること。

○11月26日 第19回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い感染者の拡大を防ぐため、医療機関や福祉施設における感染者の早期発見や、クラスター疑い事例に対する早期介入など引き続き取り組み、病床の拡充と適切な医療提供に努めること。
- ・市内の接待を伴う飲食店への休業要請、すすきの地区における酒類提供を行う施設への営業時間等の短縮要請に係る取組を進めること。
また、引き続き、事業者や関係団体との対話などを通じて、実効性の高い感染拡大防止対策に取り組むこと。
- ・感染拡大防止の取組や、離職を余儀なくされた方、ひとり親世帯など、感染症による生活への影響が大きい方への支援について、補正予算を提案する予定であることから、迅速な実施ができるよう、スピード感を持って進めること。
- ・国のG o T oトラベル事業の一時停止、集中対策期間の延長とより強い協力要請によって影響を受ける事業者に対して、必要な支援が行き渡るように、北海道と連携しながら迅速に対応を進めること。

○11月17日 第18回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療提供体制のひっ迫度が増していることから、市内の医療機関に正確な情報を速やかに提供し、協力いただきながら病床の確保に努めること。
- ・療養者数が急増していることから、宿泊療養施設での円滑な運営や自宅療養者に対する健康管理の徹底に努めるなど、適切な医療提供体制を確保すること。
- ・すすきの地区の接待を伴う飲食店等に対しては、引き続き、様々な方法でアプローチを行い、感染防止対策の周知・徹底に努めること。
- ・多くの方が利用する市有施設などにおいては、これまでも感染予防策を講じてきたところではあるが、今一度、感染予防対策を徹底すること。
- ・これまでも保健所に応援職員を配置するなど、対策強化に努めてきたが、感染者の急増を受けて、業務量が急増している現状を踏まえ、さらに各局区における一部の業務を中止や先送りなどにより人員を生み出し、感染症対策の業務を最優先に取り組むこと。

○11月7日 第17回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・北海道の警戒ステージが3に引き上げられた状況から、感染拡大による医療提供体制への負担を緩和するため、感染拡大防止に向け、より強い対応が必要となっている。まず、市民に行動変容を呼びかけ、感染リスクを下げる行動の徹底を促すことが重要である。
- ・疫学的観点による現状分析を踏まえ、すすきの地区の感染状況をより詳しく分析したところ、長時間におよぶ飲酒を伴う会合などはリスクの高い場面であることから、改めてこれらを広報していくとともに、若年層に向けたSNSによる情報発信をするなど、市民の行動変容につながる啓発にさらに取り組むこと。

- ・すすきの地区におけるPCR検査の受検勧奨や検査体制の拡充を進めるとともに、店舗経営者への研修会などを通じて、感染予防策の徹底を促進していくこと。
また、感染者が発生した店舗などへのアフターフォローも含めて、感染防止策の徹底を促すために、日ごとのコミュニケーションを強めること。
- ・10月以降、新たなクラスターの発生やその連鎖が確認されていることから、営業時間短縮等の強い措置を実施することはやむを得ない状況であるが、実施に当たっては、経済的影響に十分に配慮する必要があることから、店舗への時短要請に伴う協力支援金を速やかに支出するよう、事務処理を進めること。
また、その財源については、北海道に対し、応分の負担協力の依頼を行っているところであるから、北海道と調整しながら取組を進めること。

○10月28日 第16回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・今後、季節性インフルエンザの流行により、発熱者の増加が想定されることから、発熱外来等の体制強化を進めるとともに、多くの市民に利用してもらうための周知徹底に取り組むこと。
- ・ここにきて感染者が増え、保健所の業務が非常に増えている状況であるが、この難局を乗り越えるため、今後も感染状況に応じて、保健所の応援職員の増員など、感染症対策業務を最優先とし、全庁一丸となって取り組むこと。
- ・若年層や繁華街に向けた感染拡大防止策のほか、家庭や職場などの場面においても感染するケースが増えていることから、北海道と連携しながら、感染拡大防止対策の徹底を図ること。
- ・10月末のハロウィンを始めとした、クリスマスや大晦日などの多数の人が集まる季節のイベントに対しては、必要なタイミングで繰り返し注意喚起を実施し、イベントの安全性を担保するための必要な感染防止対策を講じること。
また、すすきの対策については、国の専門家のアドバイスをいただきながら、国や道との連携を強化し、取組や検討を進めること。

○10月26日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

<議題>

- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応の点検及び市内感染状況
- ・インフルエンザ流行期に向けた対応
- ・感染拡大防止策の今後の取組

○9月16日 第15回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・9月19日からのイベント開催制限の緩和については、イベントのタイプにより収容率や人数上限が異なることから主催者や施設管理者にわかりやすく周知を行うとともに、いま一度、感染予防対策の徹底をお願いすること。
- ・「Go To Travel」事業については、東京から旅行で来られる方が増えると予想されることから、ホテルや観光施設などの事業者に対し、改めて、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていただくよう周知徹底すること。

- ・第3回定例市議会において、新型コロナウイルス感染症対策第5弾となる全会計470億円規模の補正予算案を提案する。インフルエンザの流行期に備えた医療提供体制と感染拡大防止の強化や、さらなる社会経済活動の回復に向けた事業者等の事業継続・活動再開に対する支援、落ち込みが懸念される冬期の観光需要の喚起に向けた取組を中心に編成したところであり、補正予算の議決を得られた際に、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう、スピード感をもって事務を進めること。
- 8月27日 第14回感染症対策本部会議
- <指示事項>
- ・予算要求や定数機構要求など来年度の実施事業検討の際は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを前提とした事業構築を進めること。
 - ・感染症対策業務への各局区からの応援体制はしばらく継続しなければならず、限られた人員の中で対応していく必要があることから、保健所所管の感染症対策業務のほか、各局区の所管業務についても、民間委託や省力化を積極的に進めること。
 - ・感染者や医療・介護従事者、その家族に対する偏見・差別が全国的に問題となっていることなどから、市民に正しい知識を持っていただくよう、各局区において正確な情報発信を続け、偏見・差別の根絶に向けた周知・啓発に徹底して取り組むこと。
- 7月28日 第13回感染症対策本部会議
- <指示事項>
- ・接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組としてススキノ地区においては、北海道との合同対策チームを中心に、既に、臨時PCR検査センターの設置や、従業員への受診勧奨などの取組を進めている。店舗単位での出前型検査等の積極的なPCR検査の実施や、事業者及び利用者双方への感染予防意識の更なる啓発の推進など、あらゆる手段を講じて、感染拡大防止に努めること。
 - ・感染拡大時には、速やかに保健所などへの職員応援を増強するなど、全市一丸となって対応する準備を進めておくこと。
 - ・イベントの開催については、8月1日以降も、5,000人以下の制限を継続されることとなった。イベントの主催者や施設管理者に対し、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策をしっかりと講じていただくことを含め、周知徹底を図ること。
- 7月9日 第12回感染症対策本部会議
- <指示事項>
- ・新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザなど、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。
 - ・災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。
 - ・7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感

をもって進めること。

○6月18日 第11回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。
- ・6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。

○5月30日 第10回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分かりやすい位置に「新北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。
- ・市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること。

○5月26日 第9回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等について、北海道と連携して検討すること。
- ・第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。
- ・6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。
- ・緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、

感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。

○5月22日 第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。
- ・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めておくこと。
- ・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。

○5月15日 第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。
- ・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。
- ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。

○5月5日 第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健

康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。

- ・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。
- ・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。
- ・札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全市一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。

○5月1日 第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。
- ・札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。
- ・宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR検査体制の強化を図ること。
- ・各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。
- ・この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。

○4月24日 第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。
- ・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。
- ・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマス

クの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。

- ・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。

○4月18日 第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。
- ・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。
- ・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。
- ・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないよう、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。

○4月13日 第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。

また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。

- ・深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。
- ・将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること。
- ・外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること。

○4月10日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点か

ら、休館や一時閉鎖を検討すること。

- ・感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。

○4月8日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。
- ・基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。
- ・市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。
- ・第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。

○4月2日 第8回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。
- ・今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。
- ・市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。
- ・市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。
- ・なお、再開後であっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。

○3月27日 第7回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。

- ・なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様には混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。
- ・経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。
- ・引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。
- ・医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。
- ・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければならず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。
- ・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。
- ・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。
- ・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。
- ・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。
- ・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。

○3月23日 第6回対策本部会議

<指示事項>

- ・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないように、準備をすること。

- ・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。
 - ・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること。
- 3月20日 北海道知事と札幌市長の意見交換
- ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。
- 3月17日 第5回対策本部会議
- <指示事項>
- ・市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。
 - ・3/19頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくること想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。
 - ・経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。
 - ・市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。
 - ・感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。
 - ・市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点について願います。
 - ・職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底をお願いします。
 - ・感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくよう願います。
- 3月6日 道対策チームヘリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～））
- 3月3日 札幌市感染症対策室設置
- 3月1日 国立感染症研究所の職員派遣受入
- 2月29日 第4回対策本部会議
- <指示事項>
- ・区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。

- ・不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。
- ・北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。
- ・全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。
- ・管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。
- ・救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないよう、特に注意すること。

○2月22日 第3回対策本部会議

<指示事項>

- ・市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度（2/23～3/15）、原則中止または延期とする。

○2月18日 第2回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築

○1月30日 第1回対策本部会議

(2) 相談・検査・医療提供体制等

①相談件数（2/11現在）

- ・救急安心センター【#7119】（累計）：136,242件【前週比+3,168】
- ・一般相談【011-632-4567】（累計）：113,136件【前週比+1,607】

②検査件数（2/11現在）

- ・総検査数 188,475 検体【前週比+8,460】

③検査体制

- ・11月19日 検査体制の更なる強化のため第2PCR検査センターを設置
- ・7月23日 すすきの地区を対象とした臨時PCR検査センターを設置
- ・5月1日 PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを設置

④医療提供体制等

- ・11月20日 宿泊療養施設「ホテルフォルツァ札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・11月13日 宿泊療養施設「東横INNすすきの交差点」の患者受け入れ開始
- ・11月2日 インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症への感染疑い事例に対応するため発熱外来を開始
- ・7月31日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」を閉鎖
- ・6月30日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」を閉鎖
- ・5月1日 宿泊療養施設「アパホテル&リゾート〈札幌〉」の患者受け入れ開始
- ・4月29日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・4月20日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」の患者受け入れ開始

(3) 産業振興

①市内中小企業（相談状況）（2/9 現在）

- ・既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】
相談件数（累計）※：27,449件【前週比+361】（来所 6,800件、電話 20,649件）
※札幌中小企業支援センター内の相談窓口
- ・機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】
相談件数（累計）：5,873件【前週比+99】（来所 5,720件、電話 153件）
- ・機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】
相談件数（累計）：6,670件【前週比+122】（来所 2,489件、電話 4,181件）

	既存の相談 （経営相談・融資対 象認定等）		機能拡充部分 （融資申請サポート、 税、感染予防相談）		機能拡充部分 （雇用調整助成金等 申請サポート、テレ ワーク導入等）		合計
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
R2.2月	38	82	0	0	0	0	120
3月	1,347	1,991	0	0	0	0	3,338
4月	2,372	3,051	30	22	0	0	5,475
5月	1,969	3,801	855	5	400	713	7,743
6月	584	1,860	890	7	345	511	4,197
7月	206	1,346	699	11	168	278	2,708
8月	57	1,233	547	9	134	266	2,246
9月	34	1,403	629	5	163	367	2,601
10月	26	1,369	531	13	249	431	2,619
11月	63	1,351	506	50	259	405	2,634
12月	61	1,186	615	19	150	452	2,483
R3.1月	30	1,481	293	10	601	584	2,999
合計	6,787	20,154	5,595	151	2,469	4,007	39,163

②融資制度（2/9 現在）

認定件数（累計）：20,801件【前週比+174】

【業種】飲食業 2,537件、小売業 2,761件、建設業 4,759件、運輸業 598件、製造業 730件、電気・ガス・熱供給・水道業 244件、保険業 99件、卸売業 1,022件、不動産業 1,431件、宿泊業 170件、医療・福祉 1,159件、情報通信業 390件、教育・学習支援業 113件、サービス業 4,783件、林業・鉱業 5件

※その他

- ・5/12 から 5/26 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等

に対し、実態調査を実施。(結果は6月に公表済み)

- ・(5/11)事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式HPに公開
- ・(4/20)事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- ・(4/15)経済団体等9団体と市長・3副市長による緊急懇談を実施。
- ・(3/31)札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。
- ・(3/16)民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなされた。
- ・3/9 から 3/17 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施し、3/27 の感染症対策本部会議にて結果公表。
- ・3/6 より、市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を実施し、3/16 に結果公表。

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1 時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- ・(3/4) 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公式HPを公開

(4) 教育関連施設

- ・6月12日で、少人数短時間登校(園)日設定期間終了。
- ・6月1日から、園・学校を再開。6月12日までは少人数短時間登校(園)日を設定。
- ・特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施(～5/31)。

※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校(園)日を設定(6/1～12)することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知。

- ・特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施(4/22～5/6)

※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施(4/27～5/1)。

- ・北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施(4/14～5/6)。

※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施(4/13～22)。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13から指導休止。

※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供(毎週木曜日更新)。

○市立学校における臨時休業等措置状況

別紙1「市立学校における臨時休業等措置状況」のとおり

(5) 地下鉄・市電

- ・4/15～市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施(手

数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。)

- ・地下鉄の車内混雑状況を交通局 HP にて公表 (3/18～、毎週水曜日更新)
 - ・2/29 通学定期券の払い戻し (手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31 受付終了)
 - ・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施 (消毒：3/2～、換気：3/3～)
- ※当分の間継続実施

(6) 市有施設

別紙2「市有施設の状況」のとおり

3 市民・企業への呼びかけ

○市長

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを发出 (4/24、4/28、5/5、6/1)
- ・市民の皆さまへのメッセージを发出 (2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18、7/9、7/28、8/6、8/27、9/16、10/23、10/29、11/7、11/17、11/26、12/4、12/11、12/25、1/8、1/15)

○総務局

- ・(12/26) 札幌駅前通地下歩行空間の柱において、感染症予防啓発物を掲出
- ・(12/25) 感染症予防啓発に係るテレビCMの放映を実施 (12/25～1/11。1/29～2/7に再度放映予定)。その他、12月26日・29日・1月4日の北海道新聞朝刊において予防啓発に係る広告を掲載したほか、屋外広告などで予防啓発を順次実施した (実施済)
- ・(11/13) 各地下鉄駅ホーム柵及び地下鉄中吊り広告に、感染症予防啓発のポスターを掲出している (継続中) ほか、すすきの駅構内において、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出 (～1/14)。あわせて、WEB広告において予防啓発を実施 (継続中)
- ・(11/12) ススキノラフィラ解体工事における仮囲いに、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出 (～1/14)
- ・(3/9) 来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式HPのトップページに掲載
- ・(2/25) 札幌市菊水分庁舎に出入りする業者 (21社) に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

○まちづくり政策局

- ・(2/2) 市内各大学及び短期大学に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼 (道市連名)
- ・(1/15) 市内大学及び短期大学に対し、感染対策事例集を送付
- ・(1/13) 「ほっかいどう若者応援プロジェクト」実行委員会 (事務局：連合北海道札幌地区連合) 主催の学生向け食料支援事業への後援名義の使用を承認
- ・(11/19) 市内大学及び短期大学に対し、市公式ツイッターの学生への周知と、ツイッ

ターへのフォローを依頼。

- ・(8/20、10/16) 市内大学及び短期大学、各専修学校及び各種学校に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）
- ・(5/8) 市内関係大学（8大学）に対し、PCR検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち2大学より検査協力可能との回答あり（5/18）。
- ・(3/3、3/27、4/8) 市内各大学及び短期大学（17大学）に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）
※このほか、道庁より各大学・短期大学・各専修・各種学校あてに通知（4/20、5/6、5/15、5/22、5/25、5/29、8/7、10/7、11/9、11/18、11/27、12/11、12/25）

○財政局

- ・(5/12) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」（市公式HPに徴収猶予の特例制度に関するページを掲載）
- ・(4/28) 「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」（市公式HPに市税の取り扱いについて特設ページを掲載）
- ・(4/22) 「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」（市公式HPに法人市民税等の期限延長手続き等について掲載）
- ・(4/20) 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」（市公式HPに縦覧期間延長について掲載）
- ・(4/17) 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」（市公式HPに契約上の対応に関するお知らせを掲載）
- ・(4/10) 「夜間電話納税相談と市民税・道民税（個人住民税）申告書に係る提出期限の取扱いについて（新型コロナウイルス感染症の影響関係）」（報道発表、市公式HP掲載）
- ・(4/9) 「軽自動車税（種別割）の減免申請について」（市税HPに郵送での申請受付を掲載）
- ・(3/24) 「令和2年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」（不動産業界団体へ向けた市税証明（評価証明）の郵送請求活用依頼）
- ・(3/10) 「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」（市税HPでの感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨）
- ・(3/5) 「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」（市公式HPに入札方法に関するお知らせを掲載）
- ・(2/25) 「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」（市公式HPでの感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨）

○市民文化局

- ・(7/5) 「札幌市の地域活動ガイドライン」を市公式HPに掲載し、町内会・自治会長へ周知
- ・(4/21) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式HPに掲載

- ・(3/10) 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式 HP に掲載
- ・(2/21 以降) 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(90 件(11/24 時点))を受けているため、市公式 HP で注意喚起を掲載

○保健福祉局

- ・(6/19) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 124,000 通発送した。
- ・(6/12) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 63,000 通発送した。
- ・(6/11) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式 HP に掲載。
- ・(6/4 以降) 各おとしより憩の家…運営自粛要請を 6/19 に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請(各区保健福祉課から通知)
- ・(6/1 以降) 各単位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請(各区保健福祉課から通知)
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載。
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式 HP に掲載。
- ・(4/20) 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- ・(3/12) 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/11) 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/9) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- ・(2/26 以降) 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼(各区保健福祉課から通知)
- ・(2/25 以降) 各単位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼(各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付)
- ・(2/25) (一社)札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼
- ・(1/29) 局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について
(※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施。)

○子ども未来局

- ・(11/27) 児童会館における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、指定管理者へ通知
- ・(11/18) 児童会館及び認可保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策の強化（感染リスク回避の徹底）について、指定管理者及び施設へ通知
- ・(11/9) 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う感染防止対策への協力について、児童会館・認可保育施設等の指定管理者や施設を通じて保護者へ周知
- ・(11/2) 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたり、改めて保護者に協力いただきたい事項等を整理の上、施設を通じて保護者へ周知
- ・(10/28) 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う児童会館・認可保育施設等の対応等について、指定管理者・施設を通じて保護者へ周知
- ・(9/14) 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いの変更内容について、保護者へ周知
- ・(7/14) 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いについて、保護者へ周知
- ・(6/10) 市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/27) 小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/1) 小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時での閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/22) 認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(4/13) 市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/13) 認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(3/27) 認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼。
- ・(3/9) 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を5/29まで一部延長
- ・(3/5) 一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

○経済観光局

- ・(1/15) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」再延長に係るお知らせ

せについて

- (1/8) 1都3県を対象とした緊急事態宣言の発令に伴うお知らせについて
- (12/25) 北海道の「集中対策期間」における新型コロナウイルス感染症感染防止策の変更に伴うお知らせについて
- (12/11) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」再延長に係るお知らせについて
- (11/27) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」延長に係るお知らせについて
- (11/18) 北海道警戒ステージ「ステージ4」相当の感染状況について、関係団体への周知の協力要請
- (11/9) 北海道警戒ステージ「ステージ3」への移行及びすすきの地区における営業時間短縮等について、関係団体への周知の協力要請
- (10/29) 北海道警戒ステージ「ステージ2」への移行について、関係団体への周知の協力要請
- (8/7) 新北海道スタイル集中対策期間の感染拡大防止の実施について、関係団体への周知の協力要請
- (6/19) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの定着等について、関係団体への周知の協力要請
- (6/4) 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むコールセンター企業への補助金を創設
- (6/1) 新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針について、関係団体への周知の協力要請
- (5/7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請
- (5/7) コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- (5/7) ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請
- (4/24) 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
- (4/23) 北海道による緊急事態措置及び「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
- (4/20) 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- (4/9) 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- (3/27) 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
- (3/9) ライブバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛

等の配慮要請

- ・(3/3)各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交）
- ・(2/27)各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮の要請（札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交）
- ・(1/30以降適宜)中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送

○環境局

- ・(11/12)新型コロナウイルス感染症により自宅療養される方や、感染の疑いのある方等がいる場合のごみの排出方法（「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」は燃やせるごみ、「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」は念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出、唾液等のついたペットボトル等は2重袋で排出、大型ごみは自宅療養終了後に排出）を市公式HPに記載。
- ・(7/9)大型ごみ収集センター受付時間を、7月10日より通常時間（9:00～16:30）に変更することを市公式HPに掲載。
- ・(5/19)大型ごみ収集センター受付時間の短縮（5月21日開始、9:00～16:30を10:00～16:30に変更）について、市公式HPに掲載
- ・(5/13)「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- ・(5/8)新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに記載
- ・(5/8)家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知
- ・(4/30、5/1、11/11)使用済みマスクなどの廃棄について（2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底）市公式HP等に掲載
- ・(3/9)使用済みマスクなどの廃棄について（飛散防止のためごみ袋の封の徹底）市公式HPに掲載

○建設局

- ・(11/18)新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて、占用期間を延長する旨を市公式HPに掲載
- ・(7/7)新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて市公式HPに掲載
- ・(5/30)ていねプールの営業中止について市公式HPに掲載
- ・(5/15)新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式HPに掲載

- ・(4/16) 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式 HP に掲載
- ・(4/8) 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式 HP に掲載
- ・(3/27) 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式 HP に掲載
- ・(3/5) 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

○都市局

- ・(4/23) 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局 HP に掲載
- ・(3/11) 来庁せずに行える手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨を市都市局HPに掲載

○水道局

- ・(3/24) 市民に対し市水道局 HP にて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- ・(3/2) 市民に対し市水道局 HP にて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

○交通局

- ・(3/7～) ポラリス車内での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・(3/4～) 路面電車停留場での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・(2/27～) 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- ・(2/8～) 予防啓発ポスターの掲示
- ・(2/3～) 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示（英中韓）
- ・(1/31～) 大通駅地下1階柱・デジタルサイネージ（スノービジョン）での啓発
- ・(1/30～) 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- ・(1/30～) 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

○消防局

- ・(3/6) 来庁せずに行える手続きについて市消防局 HP に掲載

○病院局

- ・(3/23) 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院 HP に掲載
- ・(3/13) 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院 HP に掲載

市立学校における臨時休業等措置状況（2021. 2. 12 現在）

学校	感染者	措置内容	措置期間
あやめ野中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/11～2/22
手稲中央幼稚園	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/10～2/19
緑丘小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/8～2/15
新川高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/6～2/17
新光小学校	児童 1 名	濃厚接触者を出席停止	2/5～2/17
光陽小学校	児童 2 名	①在籍学級を臨時休業 （2学級） ②濃厚接触者を出席停止	①2/5～2/12, 2/16 ②2/5～2/12, 2/16
新琴似小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	2/5～2/17
和光小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/5～2/17
栄小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	2/4～2/16
みどり小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 （2学級） 濃厚接触者を出席停止	2/4～2/12
光陽中学校	生徒 2 名	①在籍学級を臨時休業 （2学級） ②濃厚接触者を出席停止	①2/3～2/12 ②2/3～2/13
西宮の沢小	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	2/2～2/12
屯田北中学校	生徒 1 名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①2/1～2/12 ②2/1～2/11, 12, 13
新川小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	2/1～2/12
光陽中学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	1/31～2/10、2/11
平岸高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	1/29～2/6
開成中等教育学校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	1/28～2/4、2/5
大通高校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	1/28～2/4、2/5
福住小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	1/27～2/4
光陽小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	1/25～2/3
清田中学校	生徒 3 名	①在籍学級を臨時休業 （3学級） ②濃厚接触者を出席停止	①1/21～2/1 1/22～2/1 1/22～2/2 ②1/21～2/1
清田中学校	生徒 3 名	①在籍学級を臨時休業 （2学級） ②濃厚接触者を出席停止	①1/21～1/29 1/21～2/1 ②1/20～1/31
清田中学校	生徒 1 名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①1/19～1/29 ②1/19～1/30
八条中学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	1/16～1/26
東白石小学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	1/15～1/27
明園小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/31～1/8
あいの里西小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/29～1/8

学校	感染者	措置内容	措置期間
札幌北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
中沼小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
栄南小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/7
札幌小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
西小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/29～1/8
東光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
伏古小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/29～1/8
開成小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/29～1/8
川北小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/29～1/8
山鼻中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/1
陵陽中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/28～1/6
米里小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/28～1/8
札幌中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/28～1/8
東山小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/27～1/6
二十四軒小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
発寒南小学校	児童1名	在籍学級を含む2学級を 臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
幌東中学校	生徒4名	在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
琴似中学校	生徒2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/27～1/6
啓明中学校	生徒2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/4、1/6
幌東小学校	児童4名	在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/5、1/6
柏丘中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
東園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
宮の丘中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
平和通小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
美園小学校	児童3名	在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
月寒東小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27～1/6
みどり小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/27～1/6
日新小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6
八条中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/27～1/6

学校	感染者	措置内容	措置期間
八条中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/26～1/6
向陵中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/26～1/6
前田中央小	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/25～1/5
手稲山口小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/22～1/1
幌東中学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	12/21～12/31
東栄中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	12/21～12/29
拓北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/20～12/30
篠路中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/20～12/29
北小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/12～12/23
平岸中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/9～12/16
藻岩高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/8～12/18
あいの里西小	児童2名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/7～12/18
あいの里東中	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/7～12/18
新川高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/7～12/16
太平中学校	生徒2名	在籍学年を臨時休業	12/5～12/16
太平中学校	-	感染者の増加により 1学年を臨時休業	12/4～12/14
向陵中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/5～12/18
中の島小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/4～12/10
月寒中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/4～12/15
円山小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業	12/4～12/15
平岸小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/4～12/9
啓北商業高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/3～12/15
太平中学校	生徒2名	在籍学級を臨時休業	12/3～12/14
太平中学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	12/3～12/7
平岸高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/2～12/11
琴似中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/1～12/11
啓明中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/1～12/11
もみじの丘小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/1～12/11
太平中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/30～12/11
開成中等教育学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	11/28～12/4
太平中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/28～12/9
琴似中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/28～12/6
和光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/27～12/2
太平中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/27～12/4

学校	感染者	措置内容	措置期間
		濃厚接触者を出席停止	
平岡中央中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/26～12/5
二十四軒小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	11/26～12/2
光陽小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業	11/24～12/4
羊丘中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/24～12/4
新川高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/23～12/1
東光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/24～11/30
真駒内桜山小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業	11/23～12/2
東光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/27
伏見中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/26
南が丘中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/30
東光小学校	児童3名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	①11/21～12/1 ②11/22～11/27
篠路西中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/21～12/2
光陽中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/20～12/1
北都小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	11/19～12/2
常盤中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/17～11/25
北都中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/17～11/27
中の島小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/16～11/20
栄南中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/15～11/27
大谷地小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/14～11/24
平和小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/13～11/20
栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/12～11/23
東白石小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	11/12～11/19
栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/12～11/20
札幌小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/11～11/16
小野幌小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	11/10～11/20
藻岩小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/10～11/20
拓北小学校	教職員1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/9～11/19
栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	11/9～11/16
藤野中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/9～11/18
北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	11/9～11/20
平岡小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	11/7～11/18

学校	感染者	措置内容	措置期間
		濃厚接触者を出席停止	
栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/16
百合が原小学校	教職員1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/18
中央小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/16
栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/5～11/13
手稲山口小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/1～11/12
豊明高等支援学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/1～11/10
藻岩高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	10/31～11/11
北野台中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	10/30～11/6
豊平小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	10/26～11/6
開成小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	10/25～11/5
平岡南小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	10/24～11/4
中の島中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	10/12～10/22
新琴似南小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	10/7～10/15
手稲西小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業	9/29～10/9
明園中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	9/19～9/24
明園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	9/14～9/23
伏見小学校	児童1名	濃厚接触者を出席停止	9/12～9/23
伏見小学校	児童1名	在籍学年を臨時休業	7/13～7/23

市有施設の状況(2021.2.10時点)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	中央	札幌市公文書館	開館	閲覧室の利用時間は当面の間午前9時30分から午後4時30分まで(資料の利用請求等の受付は午後4時まで) ※閲覧室利用者は来館日時について要事前連絡	総)公文書館(521-0205)
スポーツ施設	白石	札幌国際交流館	開館	プール採暖室は利用休止 その他、利用人数や利用目的に応じて制限あり	総)国際部交流課(211-2032)
その他	中央	大通情報ステーション	開館		政)都心まちづくり課(211-2692)
その他	白石	札幌市共同利用館	開館		市)アイヌ施策課(211-2277)
その他	南	アイヌ文化交流センター	開館		市)アイヌ施策課 (連絡先:札幌市アイヌ文化交流センター 596-5961)
その他	全区	区民センター(計10施設)	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	全区	地区センター(計24施設)	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	北	地区集会所(篠路)	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	北	篠路コミュニティセンター	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	厚別	札幌市厚別中央市民交流広場	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	清田	札幌市清田市民交流広場	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	南	地区集会所(定山溪)	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	手稲	手稲コミュニティセンター	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	白石	札幌市計量検査所(定期検査センター)	開館		市)札幌市計量検査所(846-6681)
その他	中央	市民活動プラザ星園(貸室)	開館	利用人数など一部制限あり	市)市民活動促進担当課(211-2964)
その他	北	札幌市市民活動サポートセンター(札幌エルプラザ 2階)	開館	機器などの利用に一部制限あり	市)市民活動促進担当課(211-2964)
その他	北	札幌市消費者センター(札幌エルプラザ 2階)	開館		市)消費生活課(211-2245)
文教施設	北	札幌市男女共同参画センター(札幌エルプラザ1、3、4階)	開館	貸室収容人数に一部制限あり 物品等について一部貸出制限あり	市)男女共同参画課(211-2962)
文教施設	中央	旧札幌農学校演武場(時計台)	開館	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	豊平館	開館	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮	開館	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	清華亭	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	新琴似屯田兵中隊本部	休館	12月1日より冬期休館中(～3/31まで)	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	屯田郷土資料館	開館		市)文化財課(211-2312)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	東	札幌村郷土記念館	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	つきさつぶ郷土資料館	休館	11月11日より冬期休館中(3月末まで)	市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	福住開拓記念館	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	南	旧黒岩家住宅(旧簾舞通行屋)	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	琴似屯田兵村兵屋跡	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	手稲記念館	開館	利用人数・利用目的など一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	東	丘珠縄文遺跡	開館	体験学習館は11月4日より冬期休館中(～4/28まで) おかだま縄文展示室は開館中(展示に一部制限あり、団体利用休止)	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	埋蔵文化財センター	開館	展示に一部制限あり 団体利用休止	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	旧札幌控訴院(札幌市資料館) ※ おおば比呂司記念室、SIAFラウンジを含む	開館	利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民交流プラザ	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌コンサートホール	休館	改修工事のため2021年6月30日まで休館	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市教育文化会館	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民ギャラリー	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	あけぼのアート&コミュニティセンター	開館	利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	さっぽろ天神山アートスタジオ	開館	利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(子どもアトリエ)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(工芸館)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(有島武郎旧邸)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(アートホール)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(野外ステージ)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(アトリエ、ロッジ)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	北	情報センター(札幌エルプラザ 1階)	開館		市)男女共同参画課(211-2962)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(工芸研修室等)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
その他	西	ターミナルプラザことにバトス	休館	再開に向けて調整中	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	中央	本郷新記念札幌彫刻美術館	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(屋内美術館)	開館		市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(屋外美術館)	休館	11月4日より冬期休館中(～4/28まで)	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	博物館活動センター	開館	展示等に一部制限あり	市)文化振興課博物館担当係(374-5002)
スポーツ施設	中央	北ガスアリーナ札幌46	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島体育センター	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	円山総合運動場 (陸上競技場、補助競技場、球場、庭球場)	休館	利用人数など一部制限あり 陸上競技場、補助競技場、庭球場は11月1日から通常の閉場 球場は10月16日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	大倉山ジャンプ競技場	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	宮の森ジャンプ競技場	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	荒井山ジャンツェ	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島公園庭球場	休館	利用人数など一部制限あり 11月1日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
文教施設	中央	札幌オリンピックミュージアム	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	北区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	麻生球場 (庭球場含む)	休館	利用人数など一部制限あり 庭球場は11月1日から通常の閉場 球場は10月16日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	美香保体育館 (公園野球場含む)	開館	利用人数など一部制限あり 公園野球場は、10月16日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	スポーツ交流施設(つどーむ) (庭球場、パークゴルフ場、球技場等含む)	休館	改修工事のため令和3年1月31日まで屋内施設は利用休止。 屋外施設は、11月4日から通常の閉場。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東雁来公園サッカー場	休館	利用人数など一部制限あり 11月21日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別公園競技場 (補助競技場含む)	開館	利用人数など一部制限あり 主競技場、補助競技場のみ11月1日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	豊平区体育館 (付属野球場含む)	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)

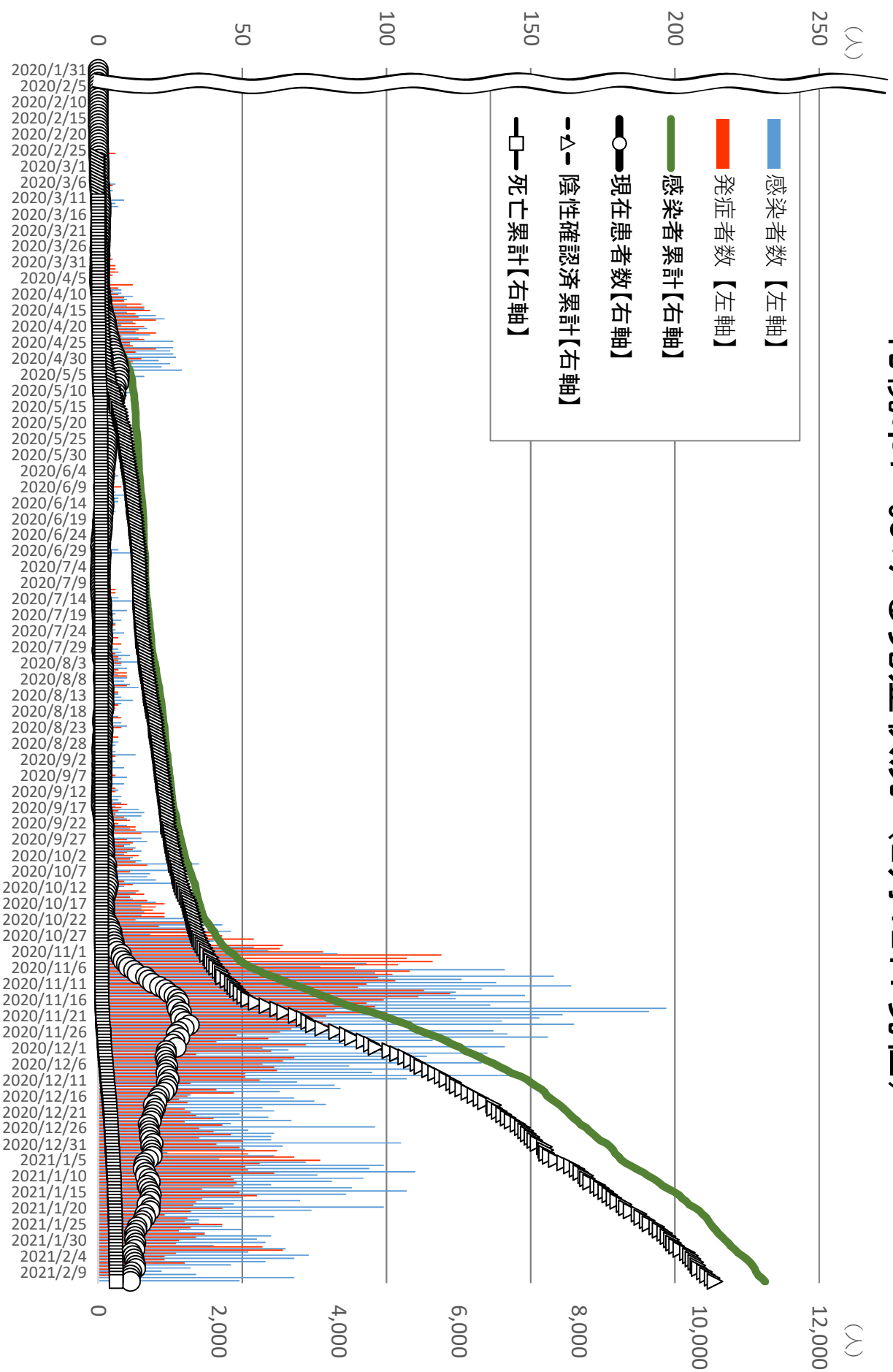
施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
スポーツ施設	豊平	豊平公園温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	月寒体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	月寒屋外競技場 (ラグビー場、庭球場、弓道場)	休館	利用人数など一部制限あり ラグビー場は10月16日から、庭球場及び弓道場は11月1日 から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	どうぎんカーリングスタジアム	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸庭球場	休館	利用人数など一部制限あり 11月1日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	札幌ドーム	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	清田区体育館・温水プール	休館	改修工事のため6月15日～令和3年3月末は休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	白旗山競技場	開館	利用人数など一部制限あり 9月30日から通常の閉場 歩くスキーコースは1月6日オープン	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	南区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	藤野野外スポーツ交流施設 (フッス)	開館	利用人数など一部制限あり BBQコーナーは利用休止 12月20日から冬季営業開始	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	西区体育館・温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	宮の沢屋内競技場	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲曙温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	星置スケート場	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中央健康づくりセンター	開館	利用人数など一部制限あり	保)保健所健康企画課(622-5153)
福祉施設	中央	社会福祉総合センター	開館	貸会議室については利用人数など一部制限あり	保)地域福祉推進担当課(211-2932)
福祉施設	中央	中央老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休 止	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	北	北老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休 止	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	東	東老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休 止	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	白石	白石老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休 止	保)高齢福祉課(211-2976)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
福祉施設	厚別	厚別老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	豊平	豊平老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	清田	清田老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	南	南老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	南	保養センター駒岡	開館	教養講座(発声)、囲碁、カラオケ等は引き続き休止。	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	西	西老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	手稲	手稲老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.2.28の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	中央	視聴覚障がい者情報センター	開館	・点字図書・録音図書の郵送貸出は従前より短縮対応 (貸出受付時間短縮対応:火・水・木・金 8時45分～16時15分) ・一部の事業を11月18日より当面の間、休止 ・会議室の貸出を11月18日より当面の間、休止	保) 身体障害者更生相談所(631-6747)
福祉施設	西	身体障害者福祉センター	開館	利用人数など一部制限あり ※詳細については、施設HPでご確認いただくか、指定管理者札幌市身体障害者福祉協会(641-8850)にお問い合わせください。	保) 身体障害者更生相談所(641-8852)
スポーツ施設	東	東健康づくりセンター	開館	利用人数など一部制限あり	保) 保健所健康企画課(622-5153)
スポーツ施設	西	西健康づくりセンター	開館	利用人数など一部制限あり	保) 保健所健康企画課(622-5153)
文教施設	中央	札幌市こども人形劇場こぐま座	開館	利用人数など一部制限あり	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	若者支援総合センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
文教施設	東	札幌市こどもの劇場やまびこ座	開館	利用人数など一部制限あり	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	東	アカシア若者活動センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	白石	ポプラ若者活動センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	豊平	豊平若者活動センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	西	宮の沢若者活動センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	まちなかキッズサロンおおどりんこ	開館	利用に一部制限あり	子) 子育て支援課(211-2988)
福祉施設	全区	児童会館・ミニ児童会館(計200施設)	開館		子) 放課後児童担当課(211-2989)

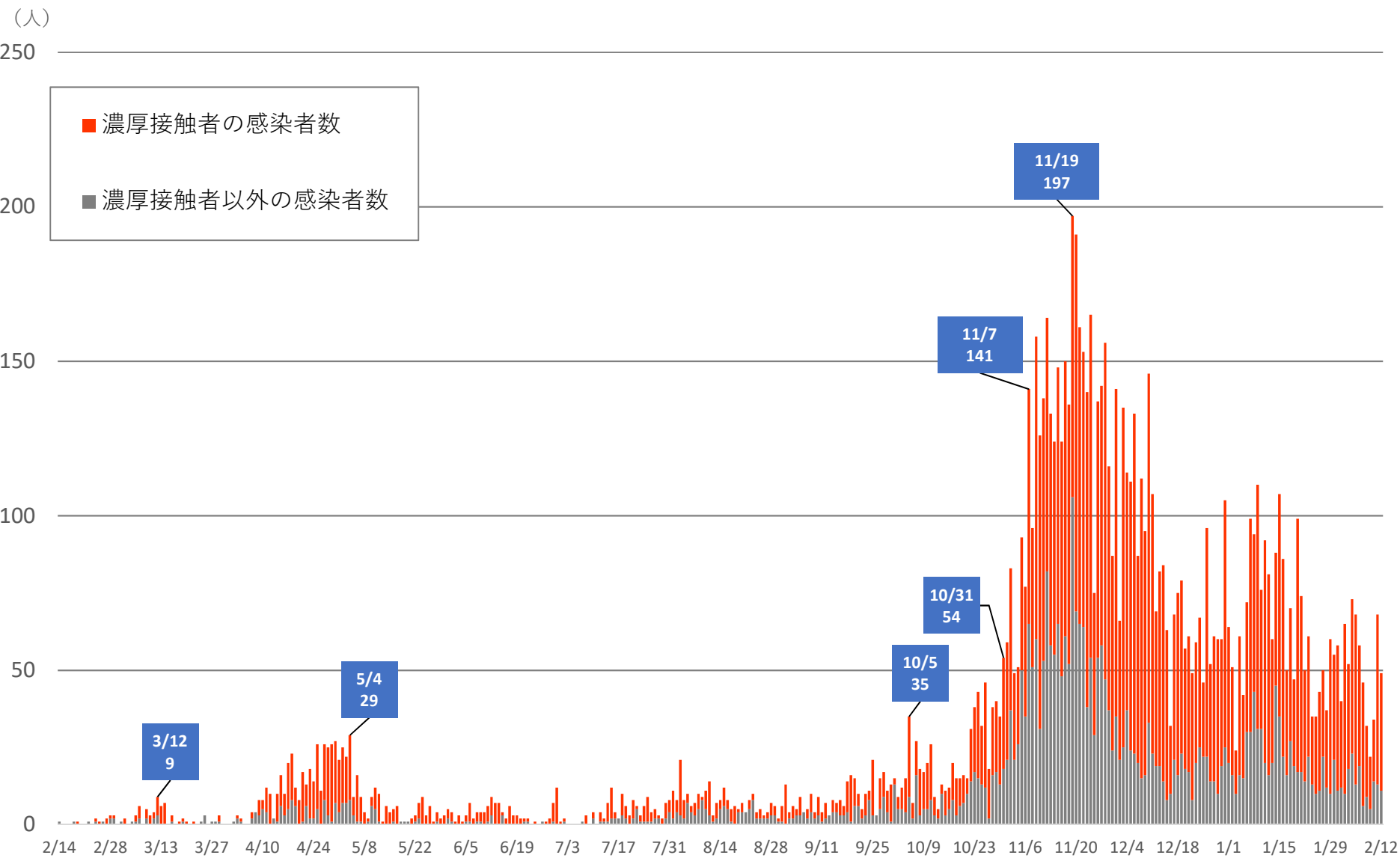
施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
その他	厚別	札幌市エレクトロニクスセンター	開館	講堂のスポーツ利用は休止 利用人数など一部制限あり	経)IT・イノベーション課(211-2379)
レジャー・観光施設	中央	さっぽろテレビ塔	開館	※関係団体の所管する施設 展望台は営業時間を短縮(10時00分～20時00分)	経)観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	中央	札幌もいわ山ロープウェイ	開館	※関係団体の所管する施設	経)観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	北	北海道さっぽろ観光案内所	開館	10時00分～17時30分(通常8時30分～20時00分までのところ、時間を短縮)	経)観光・MICE推進課(211-2376)
その他	白石	札幌コンベンションセンター	開館	利用人数など一部制限あり	経)観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	豊平	さっぽろ羊ヶ丘展望台	開館	※関係団体の所管する施設	経)観光・MICE推進課(211-2376)
その他	白石	札幌市産業振興センター	開館	利用人数・利用目的など一部制限あり	経)経済企画課(211-2352)
レジャー・観光施設	東	サッポロさとらんど	開館	炊事広場は令和2年度の利用中止	経)農政課(211-2406)
レジャー・観光施設	南	藻岩山登山者休憩所	開館		経)観光・MICE推進課(211-2376)
その他	中央	札幌市中央卸売市場 (市場見学、調理実習室のみ)	開館	市場見学、調理実習室(貸室)の休止	経)中央卸売市場管理課(611-3111)
スポーツ施設	北	札幌サンプラザ温水プール	開館		札幌サンプラザ(717-2711)
レジャー・観光施設	北	札幌市環境プラザ	開館	見学ツアーは、申込者と感染症予防対策を協議のうえ実施	環)環境政策課(211-2877)
レジャー・観光施設	中央	円山動物園	開館		環)経営管理課(621-1426)
その他	西	札幌市リサイクルプラザ	開館	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する	環)循環型社会推進課(211-2928)
その他	厚別	札幌市リユースプラザ (厚別地区リサイクルセンター含む)	開館	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する	環)循環型社会推進課(211-2928)
その他	各区	各地区リサイクルセンター	開館	中央・北・西地区リサイクルセンター 一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する	環)循環型社会推進課(211-2928)
スポーツ施設	全区	公園内の運動施設(野球場、テニスコート、パークゴルフ場等)	冬期閉鎖	冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	中央	旭山記念公園(森の家・レストハウス)	一部冬期閉鎖	11月4日よりレストハウスの冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	北	百合が原公園 (緑のセンター、リゾートレイン駅舎、世界の庭園)	一部冬期閉鎖	11月1日よりリゾートレイン、11月4日より世界の庭園の冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	東	モエレ沼公園 (ガラスのピラミッド、フィールドハウス)	一部冬期閉鎖	11月21日よりフィールドハウスの冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	豊平	豊平公園緑のセンター	開館		建)みどりの管理課(211-2536)
その他	清田	平岡樹芸センター管理事務所(講義室、休憩所)	冬期閉鎖	11月9日より冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
文教施設	南	札幌市豊平川さけ科学館	開館	さかな館は天候に応じて休館の場合あり。	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	南	エドウィン・ダン記念館	開館	説明案内業務休止中(自由観覧可)	建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	西	農試公園ツインキャップ	開館		建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	白石	川下公園リラックスプラザ	開館		建)みどりの管理課(211-2536)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
レジャー・観光施設	手稲	ていねプール	冬期閉鎖	令和2年度は営業中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の水遊び場	冬期閉鎖	令和2年度は利用中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の炊事広場	冬期閉鎖	令和2年度は利用中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	公園内の駐車場(計18施設)	一部冬期閉鎖	冬期間により一部駐車場の利用中止	建)みどりの管理課(211-2536)
文教施設	北	札幌市下水道科学館	開館	一部展示は利用休止	下)経営企画課(818-3452)
スポーツ施設	東	伏古川水再生プラザ内運動施設 (テニスコート)	冬期閉鎖	11月4日より冬期閉鎖	下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	市外	茨戸水再生プラザ内運動施設 (野球場)	冬期閉鎖	11月4日より冬期閉鎖	下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	手稲	手稲水再生プラザ内運動施設 (野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	冬期閉鎖	11月4日より冬期閉鎖	野球場、テニスコート:下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場:手)地域振興課(681-2445)
スポーツ施設	西	新川水再生プラザ内運動施設 (野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	冬期閉鎖	11月4日より冬期閉鎖	野球場、テニスコート:下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場:西)維持管理課(667-3201)
その他	全区	直営集会所(計34施設)	開館	当面の間、利用人数は定員の50%に制限	都)住宅課(211-2806)
文教施設	中央	札幌市水道記念館	休館	令和2年11月16日から通常の休館	水)企画課(211-7014)
文教施設	白石	札幌市民防災センター	開館	各コーナーで同時利用人数などに制限あり	消)総務部総務課(215-2010)
レジャー・観光施設	清田	清田中央・みどりパークゴルフ場	休館	11月11日より冬期休館中	清)総務企画課(889-2006)
文教施設	西	視聴覚センター	開館		教)学校教育部教育相談担当課(671-3249)
文教施設	南	北方自然教育園	開館	利用人数など一部制限あり	教)学校教育部教職員育成担当課(211-3802)
文教施設	中央	カナモトホール(札幌市民ホール)	開館	利用人数など一部制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	中央	札幌市天文台	開館	入場制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	厚別	札幌市青少年科学館	開館	展示を一部休止 プラネタリウムは入場制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	豊平	札幌市月寒公民館	開館	利用人数など一部制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	西	札幌市生涯学習センター	開館	貸室の利用人数など一部制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	南	札幌市定山溪自然の村	開館	コテージやテントの一部利用制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	南	札幌市青少年山の家	休館	改修工事のため令和2年11月1日～令和3年3月末は休館	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	全区	図書館(計47施設)	開館	施設により一部利用制限あり	教)中央図書館運営企画課(512-7330)

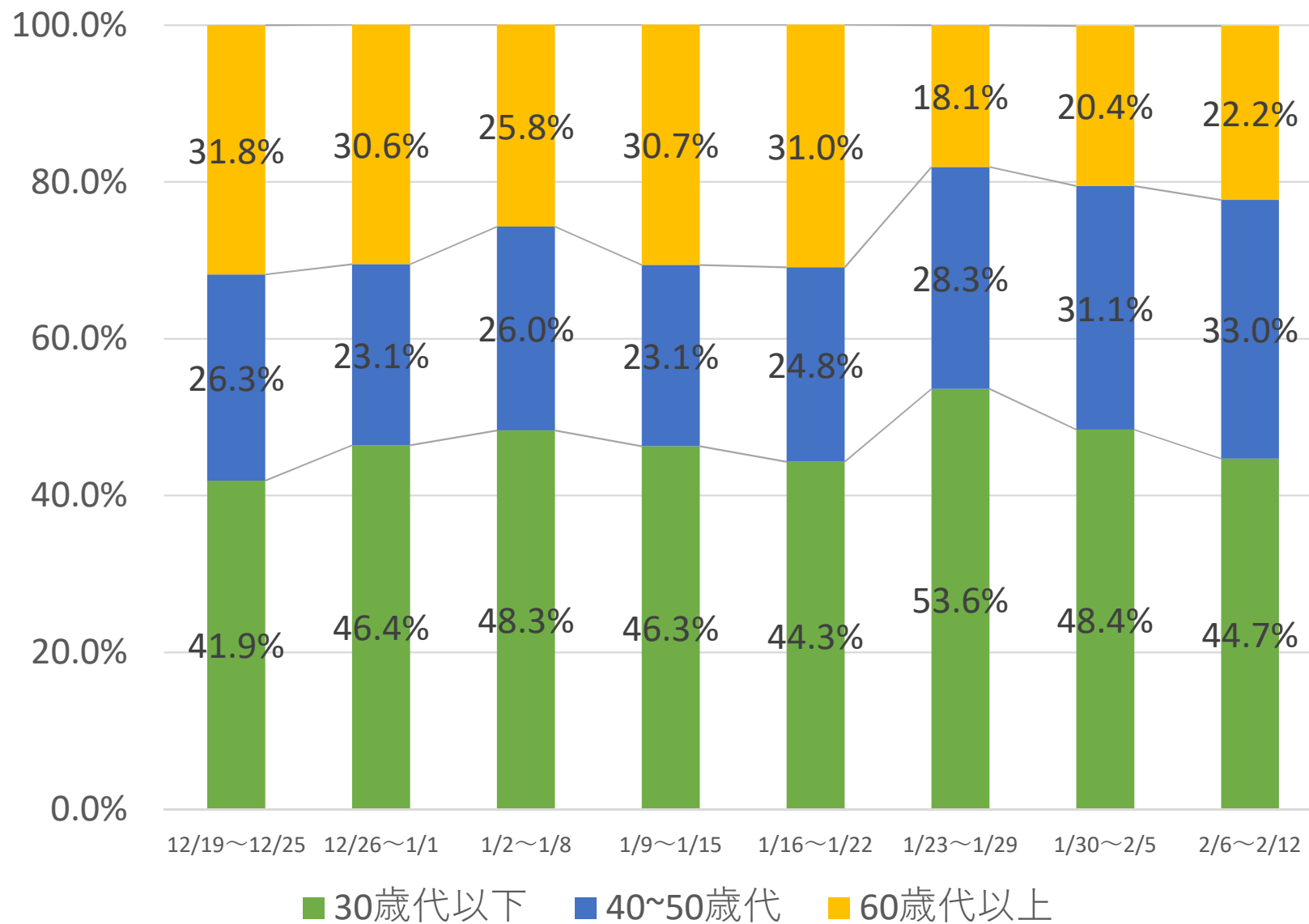
札幌市における発症状況（2月12日現在）



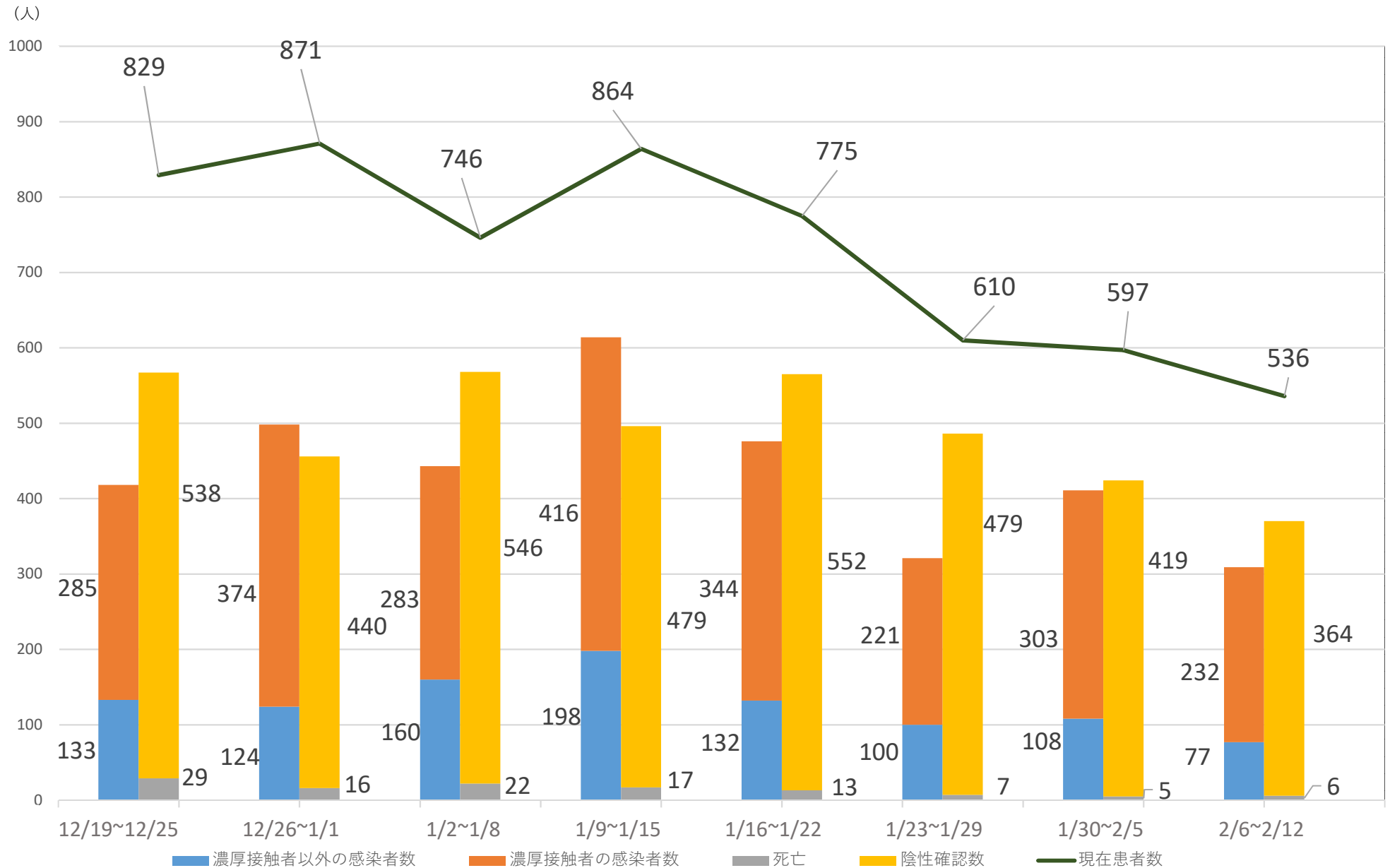
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（2月12日現在）



札幌市における感染者状況（年齢別の割合）（2月12日現在）



市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

資料5

<1/23~1/29>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
321	221	リンクあり		リンクなし 100	8,026	%
		クラスター	クラスター以外			
		56	165	4.0		

<1/30~2/5>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
411	303	リンクあり		リンクなし 108	8,420	%
		クラスター	クラスター以外			
		142	161	4.9		

<2/6~2/12>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
309	232	リンクあり		リンクなし 77	8,250	%
		クラスター	クラスター以外			
		93	139	3.7		

北海道が定める警戒ステージの指標の状況

		北海道					札幌市
		2/12現在	ステージ2 移行の目安	ステージ3 移行の目安	ステージ4 移行の目安	ステージ5 移行の目安	2/12現在
病床全体		集計中	150床	250床	350床	900床	集計中
うち重症者用病床		16床	15床	25床	35床	90床	8床
療養者数		1005人/減少	増加	増加	796人	1327人	536人/減少
PCR検査陽性率		3.2%/減少	増加	増加	10%	10%	3.7%/減少
直近 1 週間	新規感染者数	469人	107人	133人	796人	1327人	309人
	10万人当たりの新規感染者数	8.84人	2.0人	2.5人	15人	25人	15.8人
	感染経路不明割合	25.8%	50%	50%	50%	50%	24.9%

※2/11現在 北海道の病床全体：461

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 3 6 回 本 部 会 議

日時：令和3年2月13日（土）13：30～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

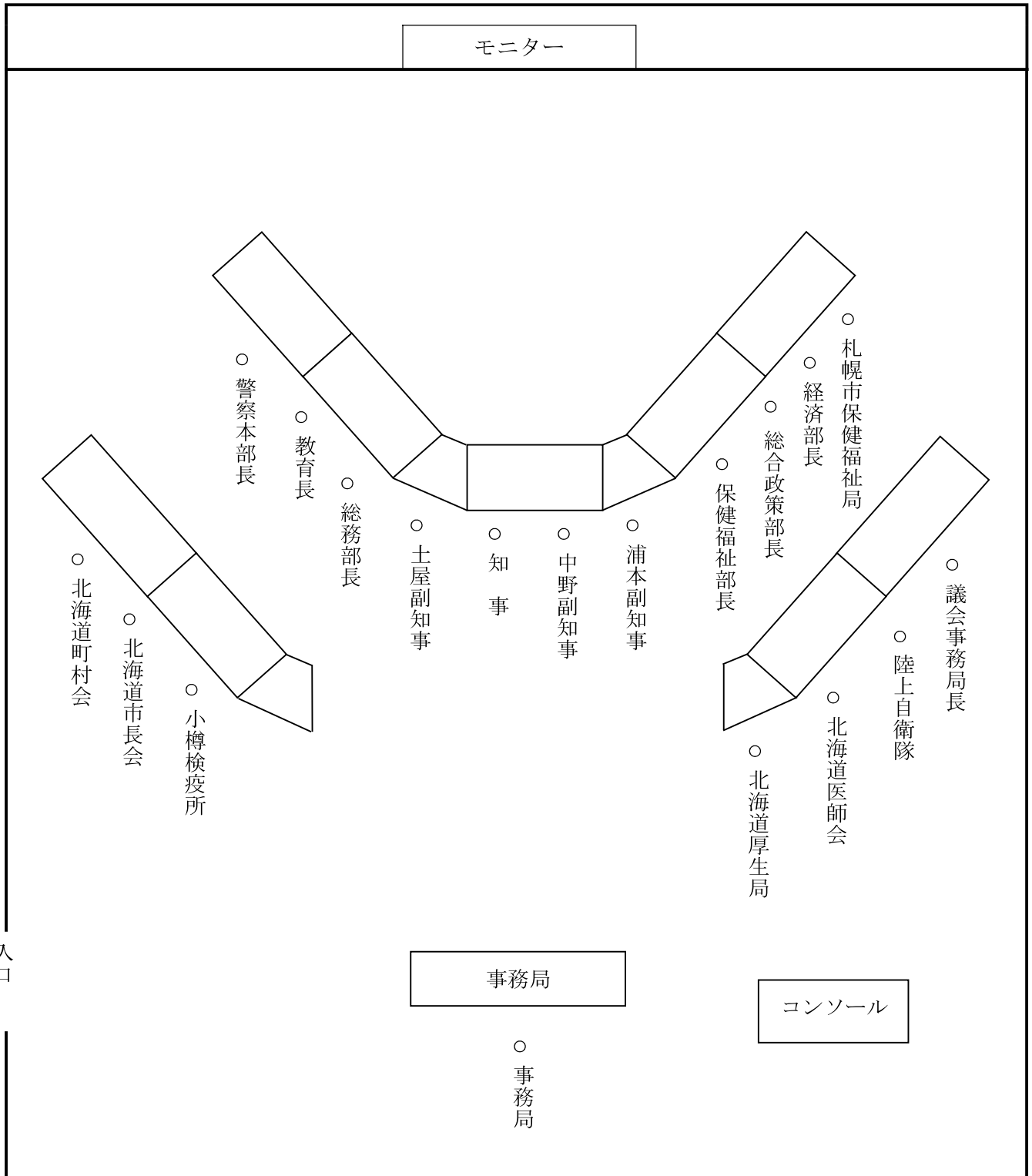
（1）感染拡大防止に向けた施策等について（協議事項）

3 閉 会

資料1	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正内容の概要
資料2	道内の感染状況等について（案）
資料3	札幌市の感染状況について
資料4	感染拡大防止に向けた施策について（案）
資料5	道の警戒ステージ運用の考え方（案）
資料6	感染拡大防止に向けた施策（道案）等に対する主な意見
資料7	年度末・年度始めにおける学校関係者の「体調・行動確認システム」について（案）
資料8	4月1日付け定期人事異動における赴任期間の取扱い等について
参考資料	新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室
令和3年(2021年)2月13日(土)〕



第36回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和3年2月13日(土)
場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	平 野 正 明
	人 事 局 長	谷 内 浩 史
	危 機 管 理 監	野 村 聡
総合政策部	部 長	倉 本 博 史
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監	佐 々 木 徹 彦
	交 通 企 画 監	柏 木 文 彦
環境生活部	部 長	築 地 原 康 志
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監	阪 正 寛
	ア イ ヌ 政 策 監	長 橋 聡
保健福祉部(総合調整員)	部 長	三 瓶 徹 一
	少 子 高 齢 化 対 策 監	京 谷 栄 邦
経済部	部 長	山 岡 庸 隆
	観 光 振 興 監	大 内 隆 寛
	食 産 業 振 興 監	大 谷 岡 俊 則
農政部	部 長	小 田 原 輝 和
	食 の 安 全 推 進 監	宮 田 大 也
水産林務部	部 長	佐 藤 卓 敏
建設部	建 設 部 長	小 林 敏 光
	建 築 企 画 監	長 浜 光 弘
出納局	会 計 管 理 者	三 井 真 也
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐 々 木 誠 也
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
議会事務局	局 長	近 藤 晃 司
北海道教育委員会	教 育 長	小 玉 俊 宏
北海道警察本部	本 部 長	小 島 裕 史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高 野 瑞 洋 子
石狩振興局	局 長	佐 藤 則 啓
後志総合振興局	局 長	北 花 谷 祐 幸 志
胆振総合振興局	局 長	北 村 英 拓 則 史
日高振興局	局 長	鳴 海 村 秀 明
渡島総合振興局	局 長	永 山 山 秀 明
檜山振興局	局 長	中 島 俊 明
上川総合振興局	局 長	宇 野 稔 弘
留萌振興局	局 長	竹 花 賢 一
宗谷総合振興局	局 長	橋 本 智 史
オホーツク総合振興局	局 長	水 戸 部 裕 司
十勝総合振興局	局 長	山 口 修 司
釧路総合振興局	局 長	遠 藤 俊 充
根室振興局	局 長	森 隆 司
東京事務所	所 長	森 隆 司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	総 務 課 長 補 佐	笠 井 眞 人
陸上自衛隊北部方面總監部	防 衛 課 長	田 村 秀 樹
小樽検疫所	次 長	伊 高 浩 和
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 担 当 部 長	山 口 亮 和
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長 代 行	柴 田 秀 和
北海道市長会	参 事	篠 崎 敏 則
北海道町村会	政 務 部 長	熊 谷 裕 志

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の改正内容の概要

改正趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う見直し。

主な内容

- まん延防止等重点措置の創設
 - 実施や終了の考え方
 - 重点措置区域における取組
 - ・ 飲食店に対する営業時間の短縮の要請
 - ・ 業種別ガイドラインの遵守の要請
 - ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等の住民への協力要請
 - ・ イベント等の要件等を設定し、要件に沿った開催の要請等
- 予防接種の実施
- 感染症法の改正に伴う見直し

道内の感染状況等について (案)

【令和3年2月13日】

区 分	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者 用病床	療養者数	検査 陽性率	新規 感染者数	先週1週間と の比較	感染経路 不明割合
全道(2/12)	464床	16床	減少 1,005人	減少 3.2%	469人/週 (8.8人)	減少	25.8%
うち札幌市	145床	8床	536人	3.7%	309人/週 (15.8人)	減少	25.6%
ステージ4基準	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%
ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週 (2.5人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数

最近の感染状況等について

【感染状況】

道内の新規感染者数は、全国的な感染拡大や年末年始の会食の機会の増加を背景に1月8日から増加に転じたが、その後、1月15日をピークに減少が続き、2月12日現在で10万人当たり8.8人/週となっている。また、感染拡大の兆候を示す陽性率及び感染経路不明の割合についても、1月中旬から減少傾向が続いている。

地域別では、札幌市においては、1月16日から減少が続いていたが、2月に再び増加。その後、減少に転じているが、2月12日現在で10万人当たり15.8人/週と、緊急事態宣言の対象となっている都道府県内の政令市と比較しても高い状態となっており、飲食をはじめ様々な場面での集団感染が続き、市内全域に感染の広がりが見られる。小樽市においては、1月28日の外出自粛の要請後、新規感染者数が急速に減少し、感染経路不明の割合も低く抑えられているが、2月12日現在で10万人当たり16.3人/週となっている。その他の地域では、新規感染者数の減少が続いている。

【医療提供体制】

入院患者数や重症者数、療養者数ともに昨年12月上旬をピークに減少してきており、新規感染者が減少傾向で推移した場合には、医療提供体制への負荷が軽減していくものと想定される。

一方、医療提供体制への負荷が長期にわたりかかり続けている中、道内で感染が再拡大した場合には、医療体制への負荷が急速に高まるおそれがあり、ワクチン接種に備えた体制構築にも資するよう医療提供体制への負荷を更に軽減させておく必要がある。

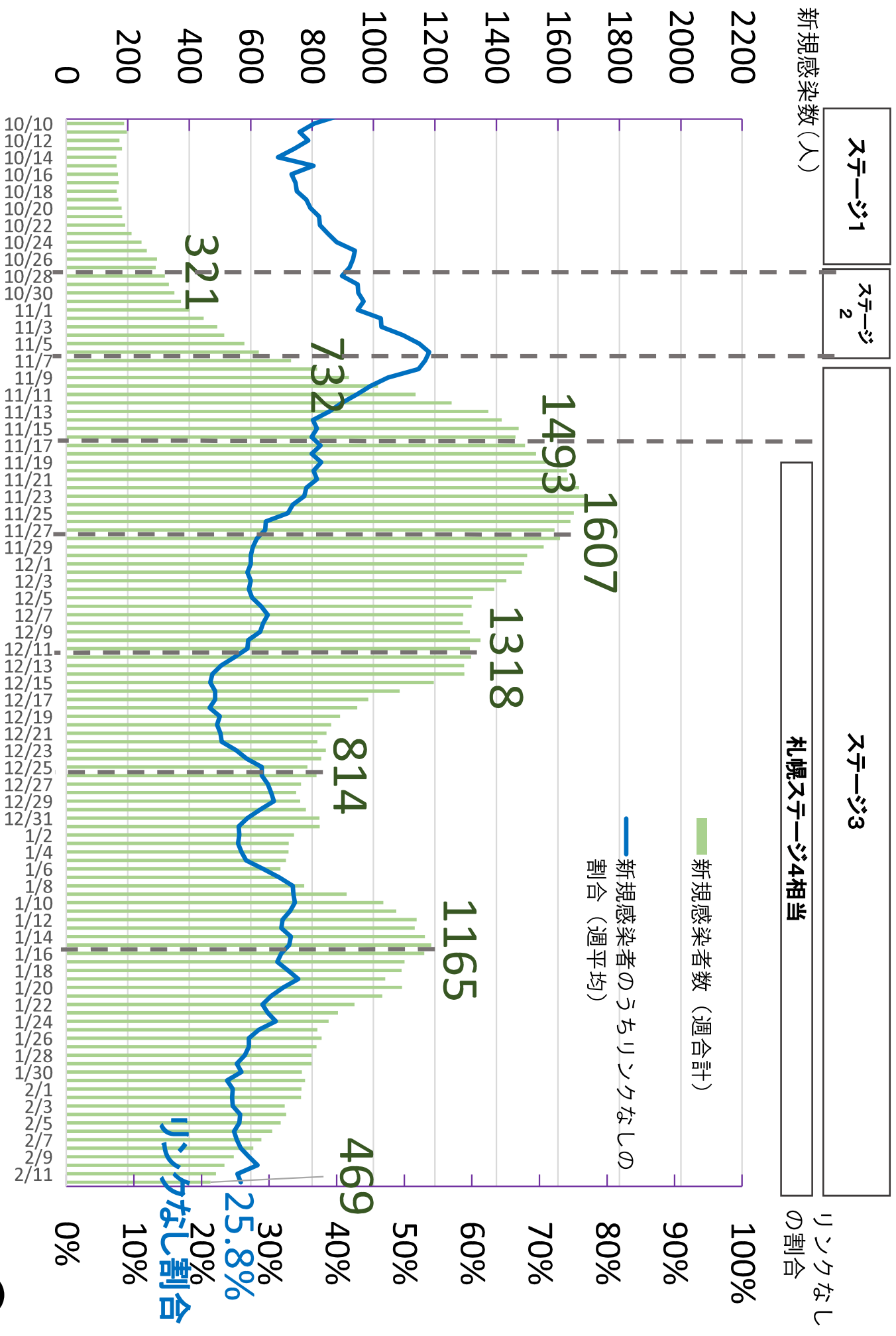
【必要な対策】

今後、3月以降に向けて、就職・転勤や、卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加による感染の再拡大に備えるとともに、全道的にワクチン接種を控える中、安心して接種を受けられる環境づくりが必要となる。

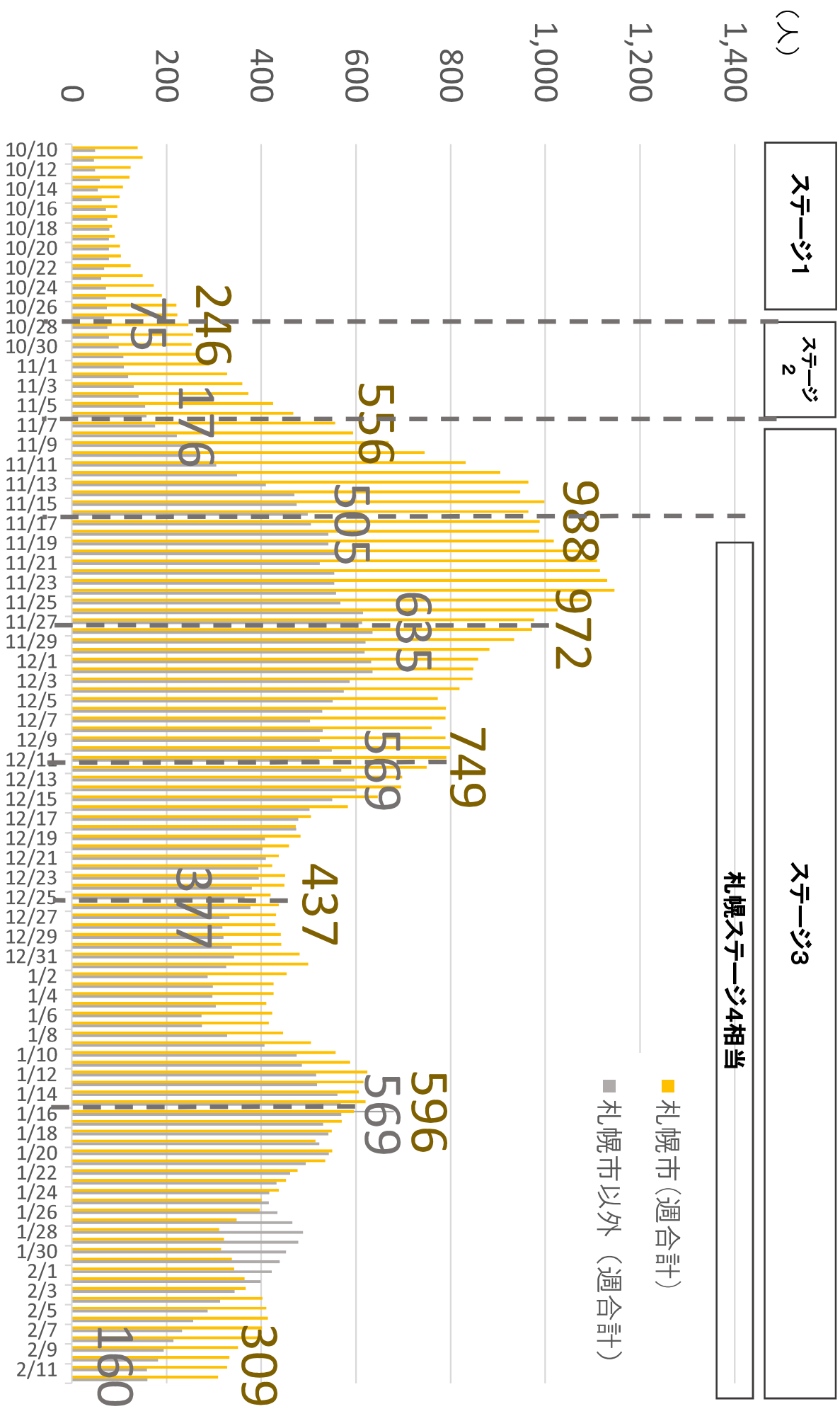
3月以降の人の動きや時節の行事等を見据え、もう一段の感染を徹底して抑制し、医療提供体制のさらなる負荷の低減を図るため、現在の感染状況等を踏まえ、小樽市において引き続き強い措置を講じるとともに、感染リスクの高いとされる飲食における対策を通じて、市中での感染を徹底的に抑え、全道への再拡大を防止するため、札幌市において強い措置を講じる必要がある。

また、全国の厳しい感染状況等を踏まえ、緊急事態宣言期間中、全道域に対してはこれまでの措置を継続する必要がある。

感染状況

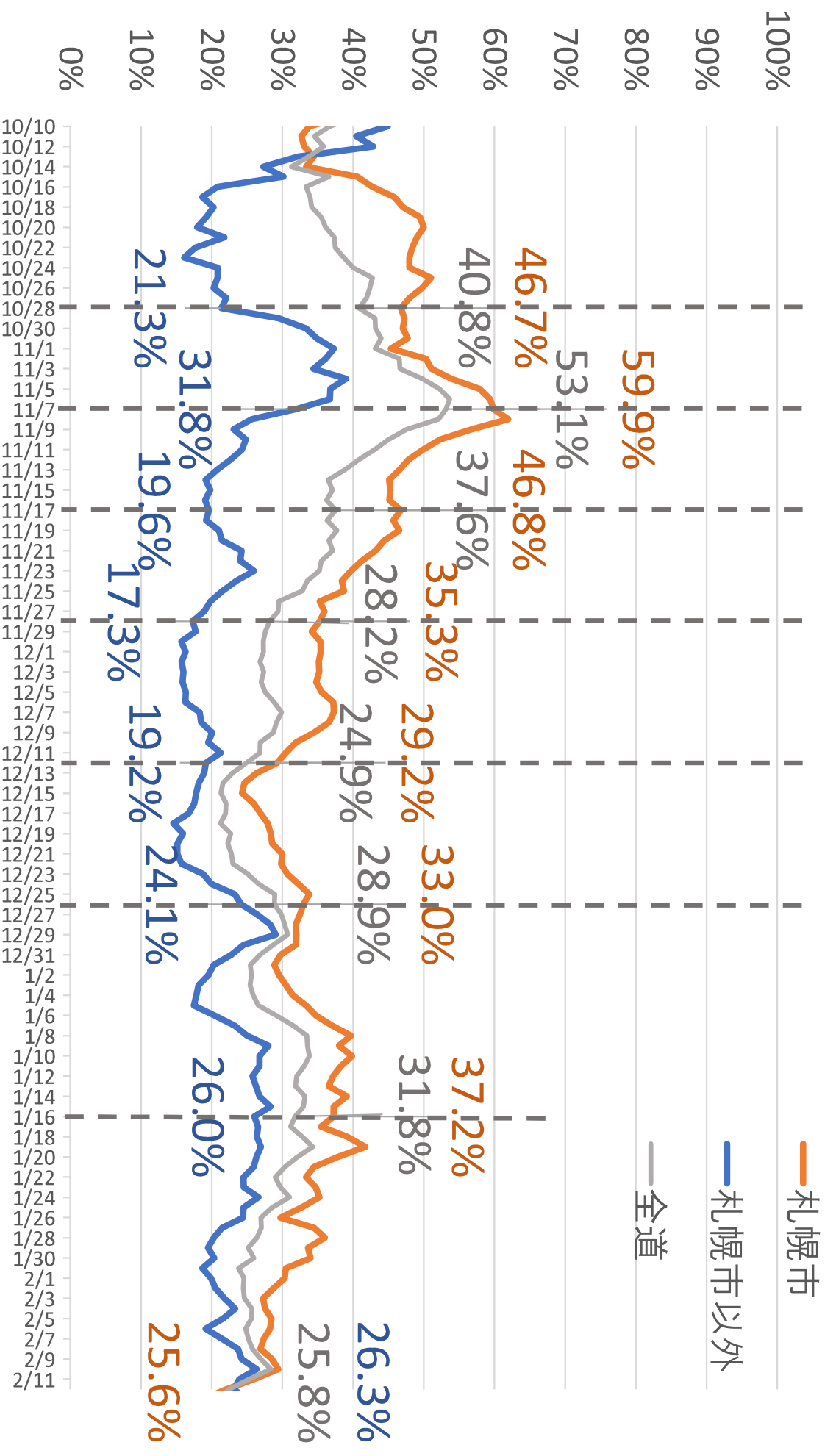


新規感染者数(札幌市)



(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者及び札幌市以外が札幌市居住として発表した者を含む。)

地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)

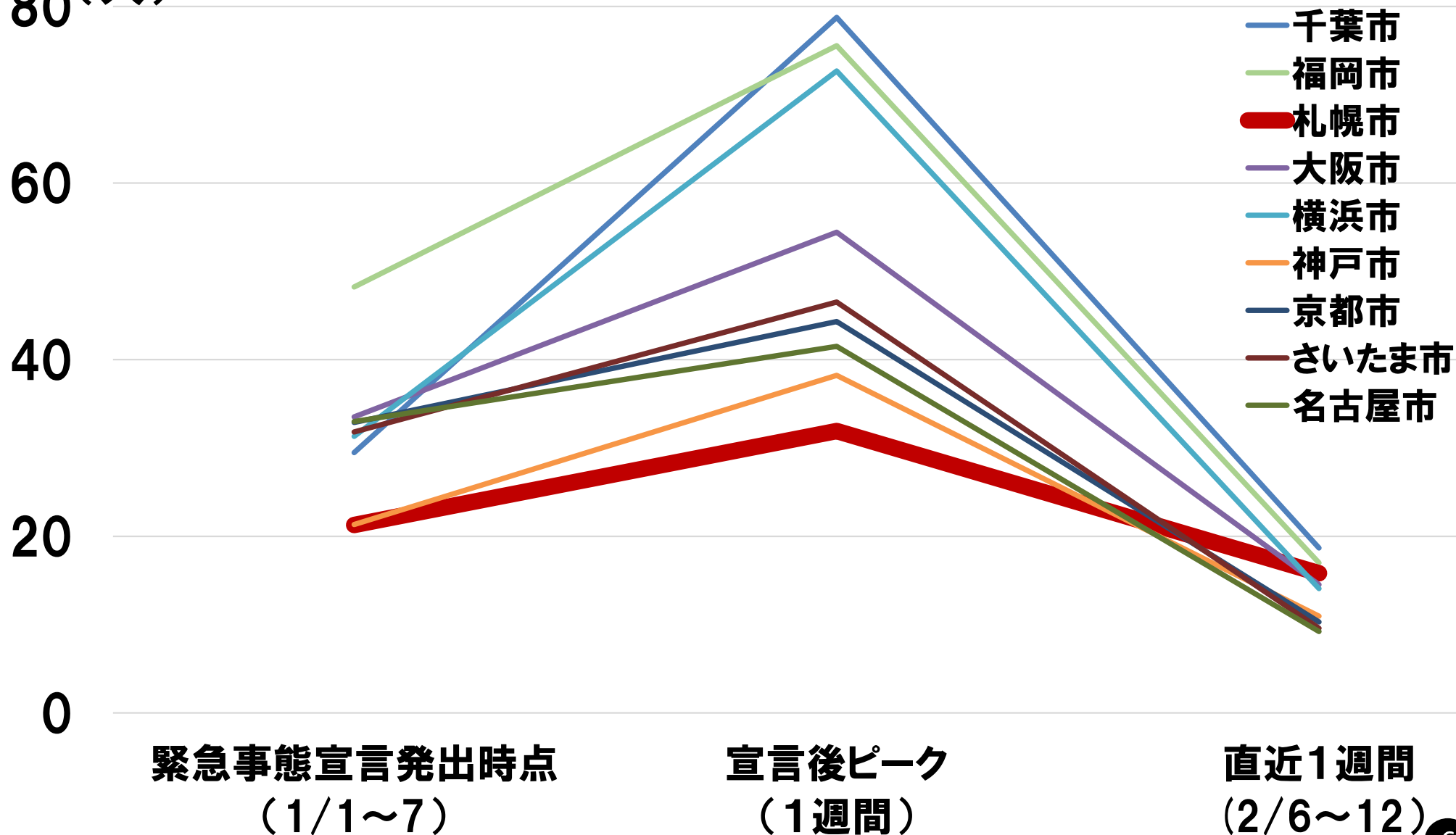


(7日間移動平均)

札幌市と主要政令指定市等の感染状況比較

人口10万人当たりの新規感染者数

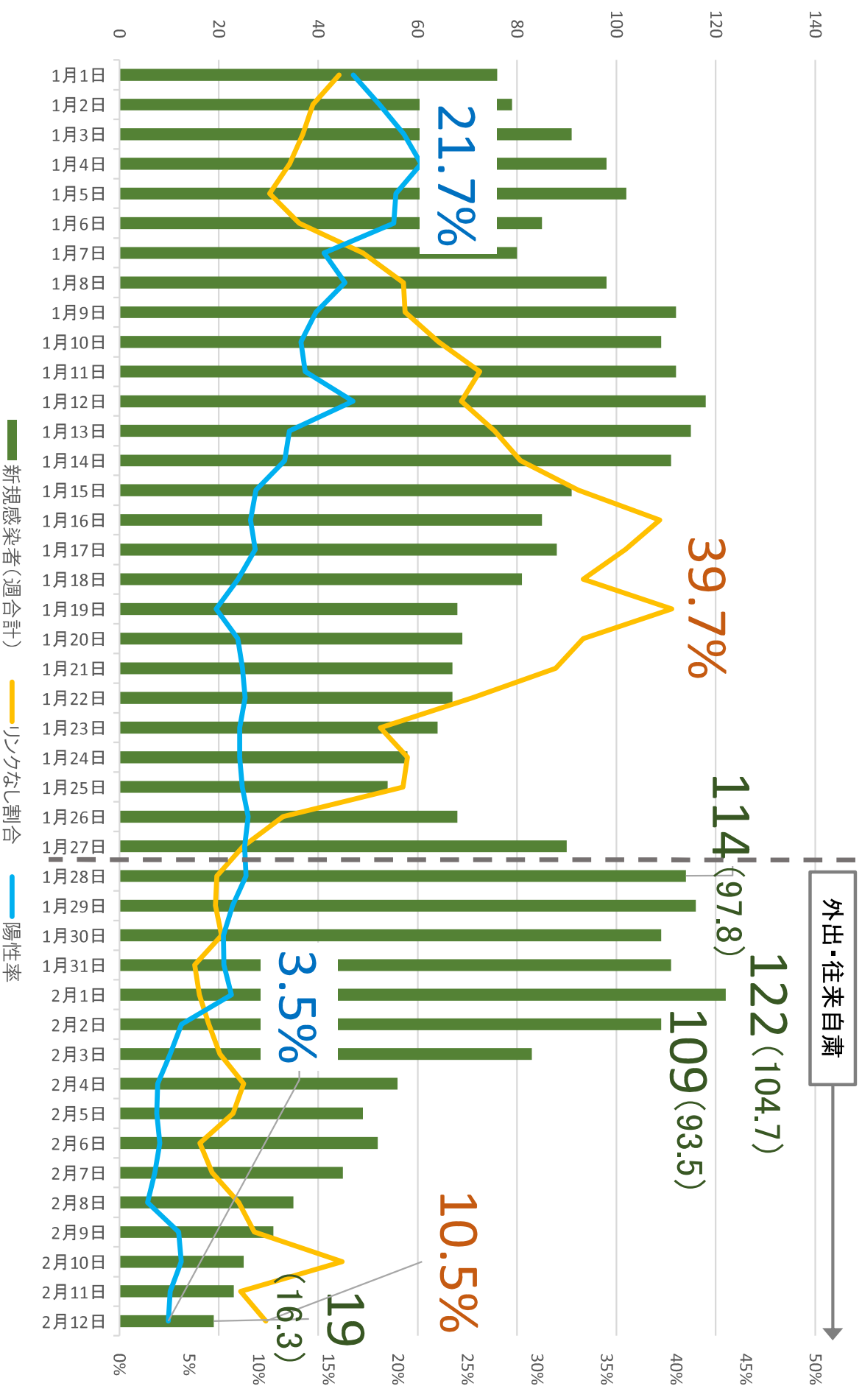
80(人)



直近一週間(2/6~12)の新規感染者数と10万人あたり換算

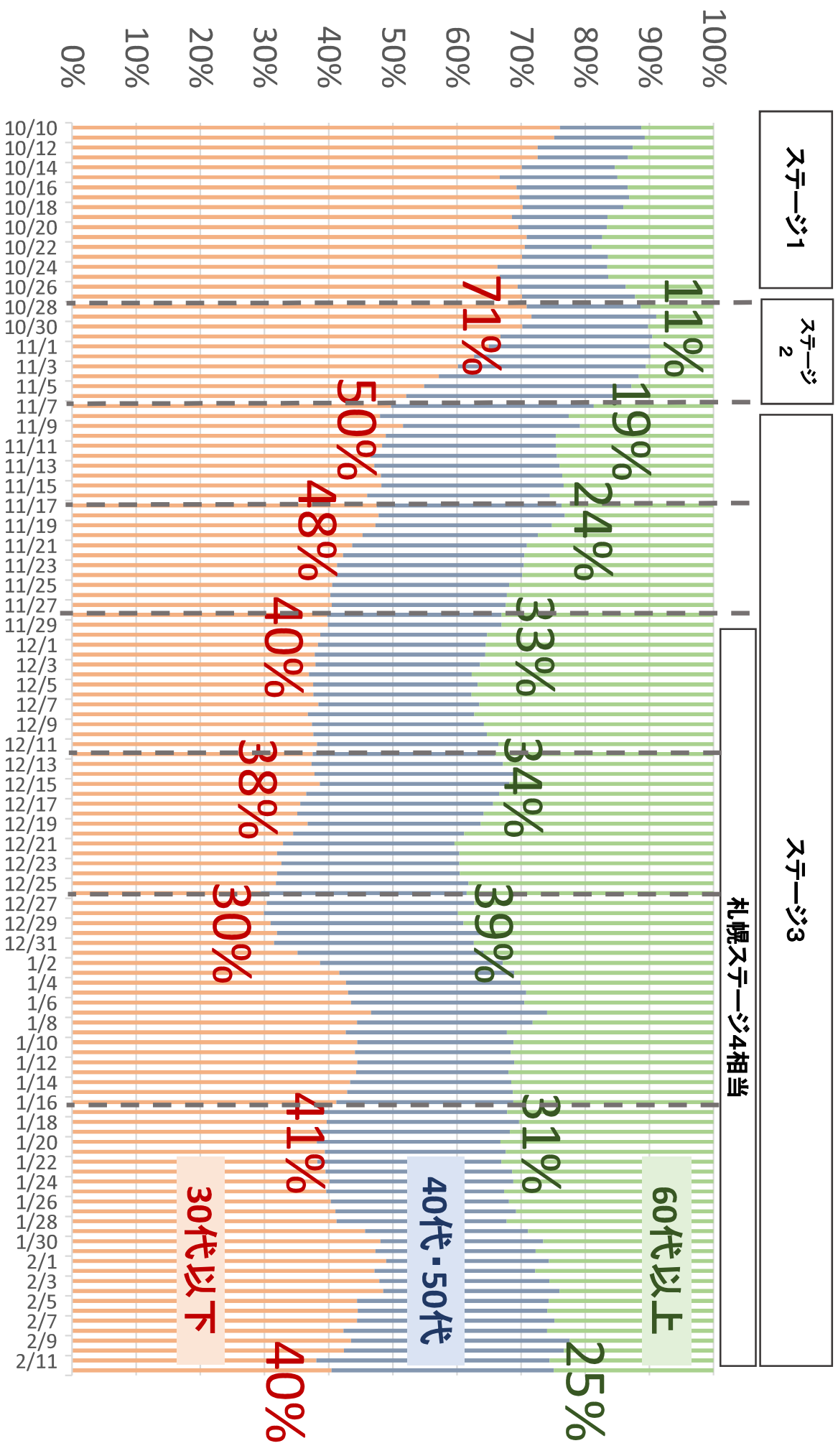
千葉市	福岡市	札幌市	大阪市	横浜市	神戸市	京都市	さいたま市	名古屋市
183	262	309	394	528	167	151	125	211
(18.7)	(17.0)	(15.8)	(14.5)	(14.1)	(11.0)	(10.3)	(9.6)	(9.2)

小樽市の感染状況



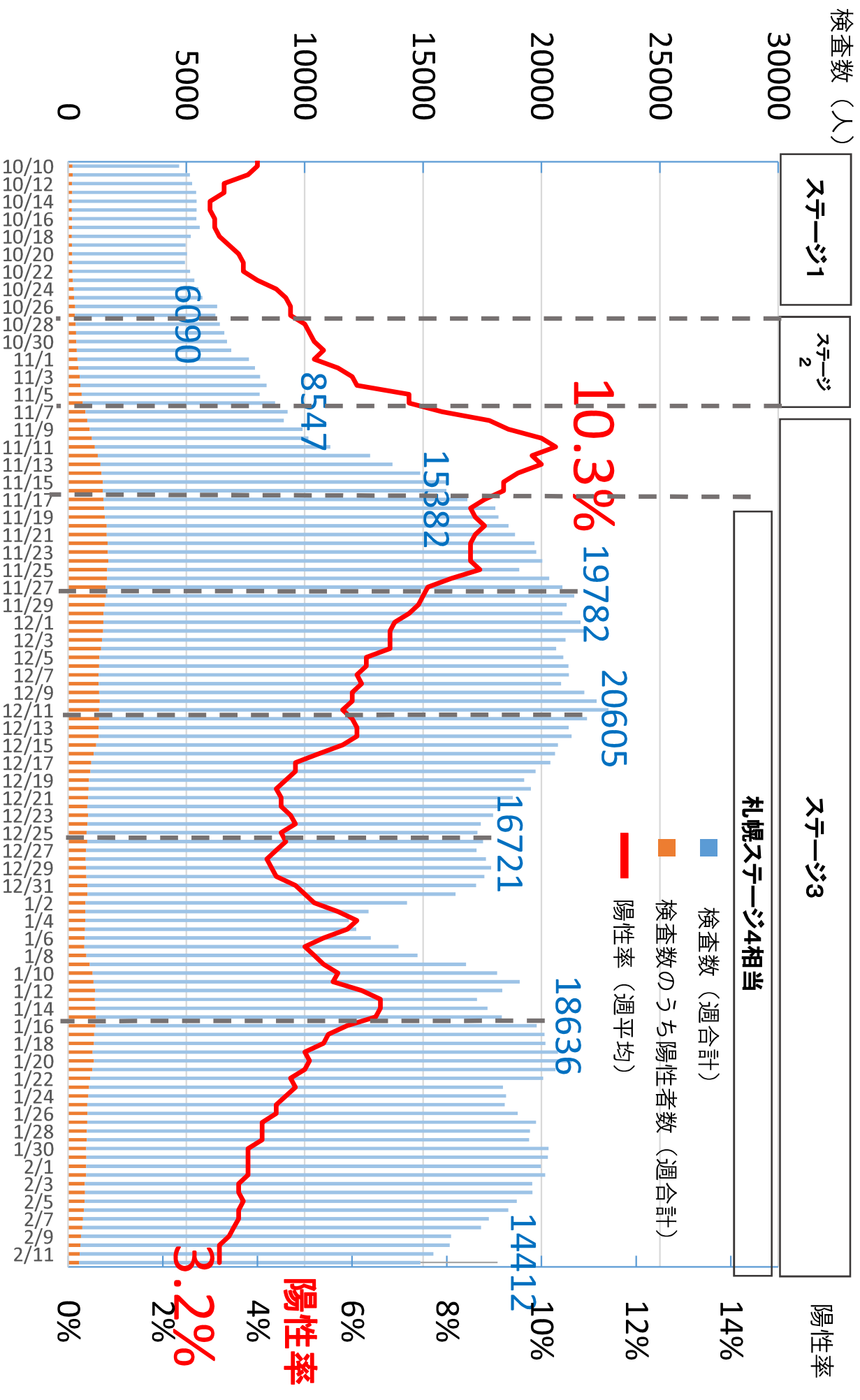
()は10万人当たり人数

新規感染者の年代別割合

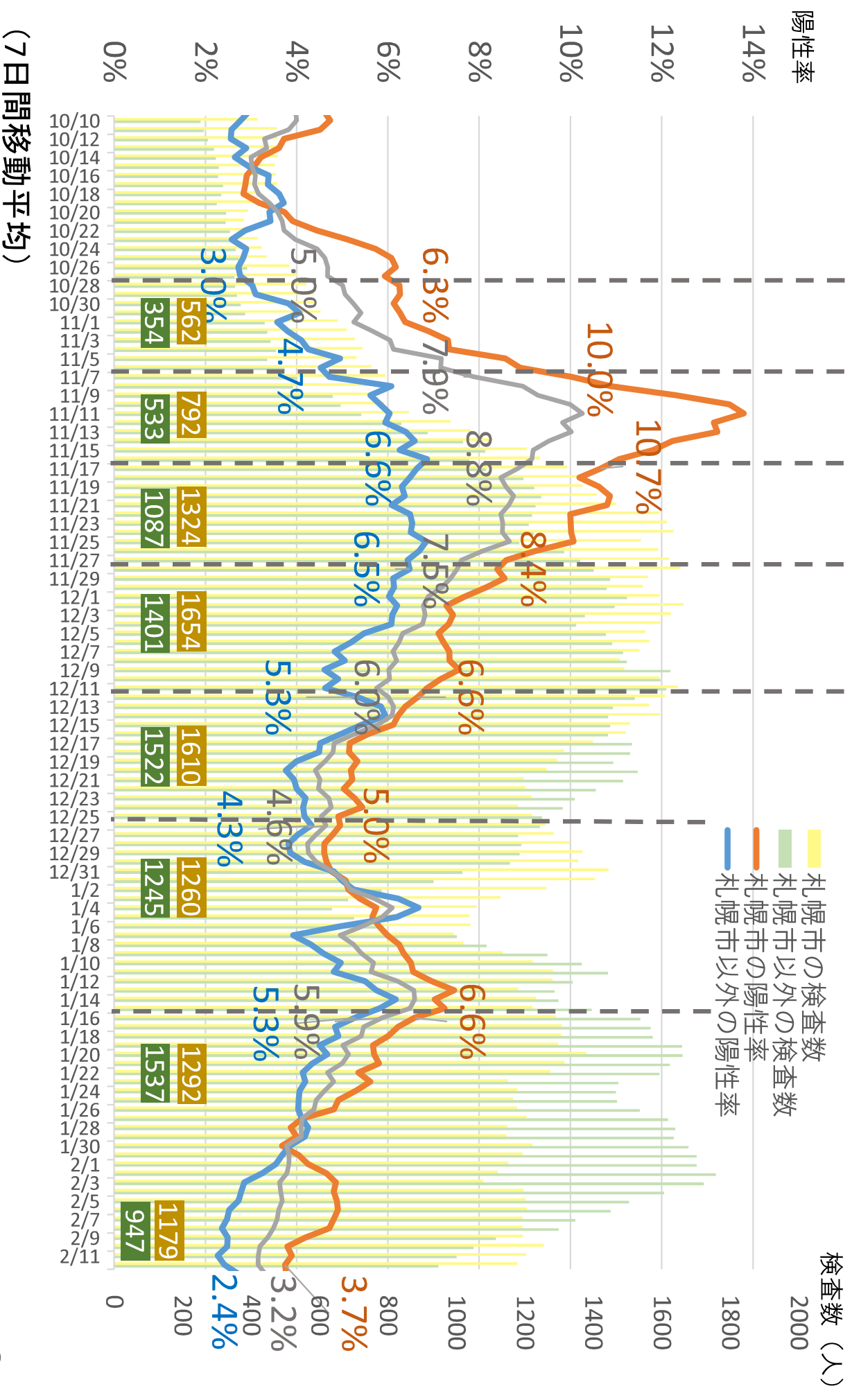


(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)

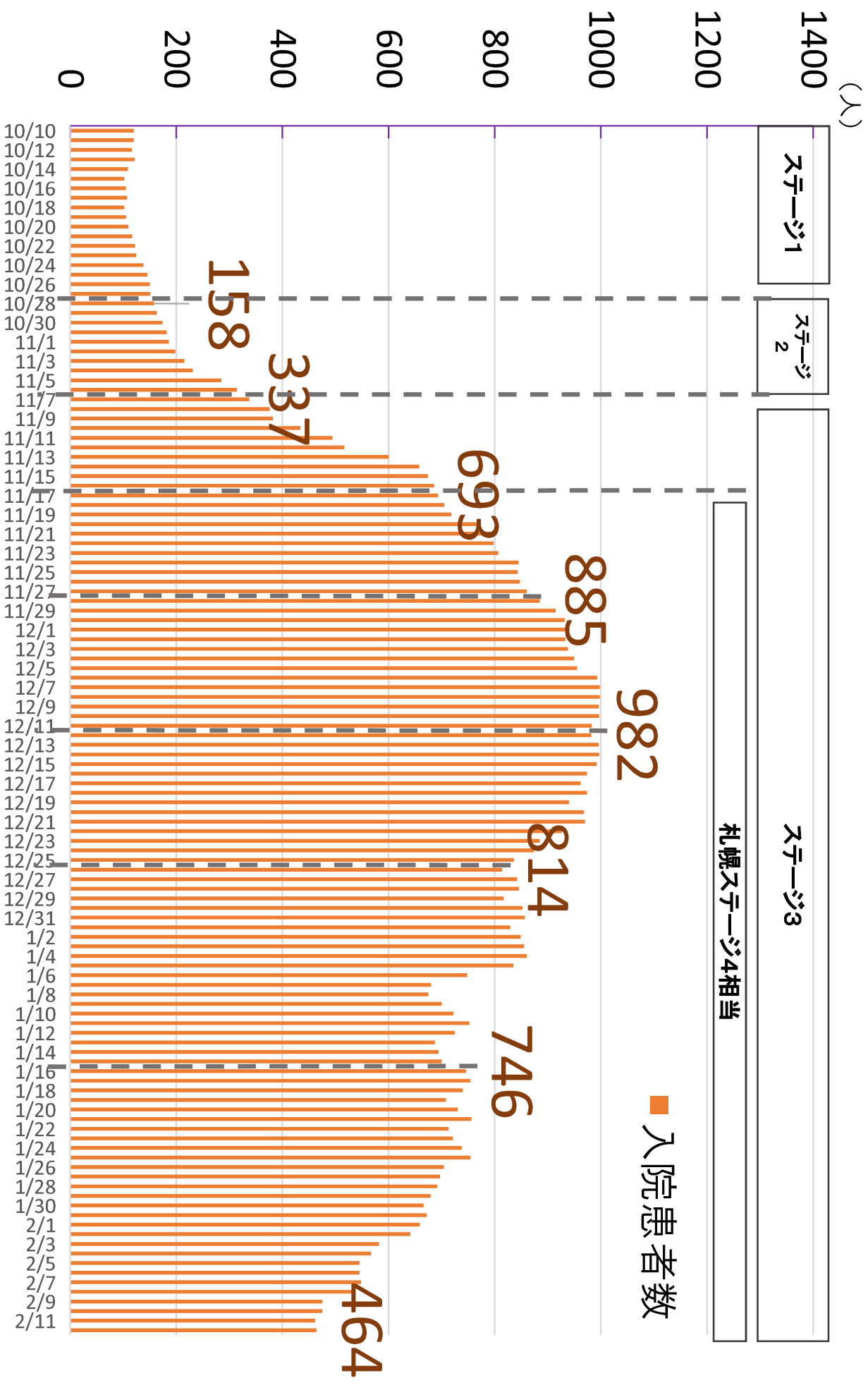
監視体制(陽性率と検査数)



地域別検査数・陽性率（札幌市／札幌市以外）

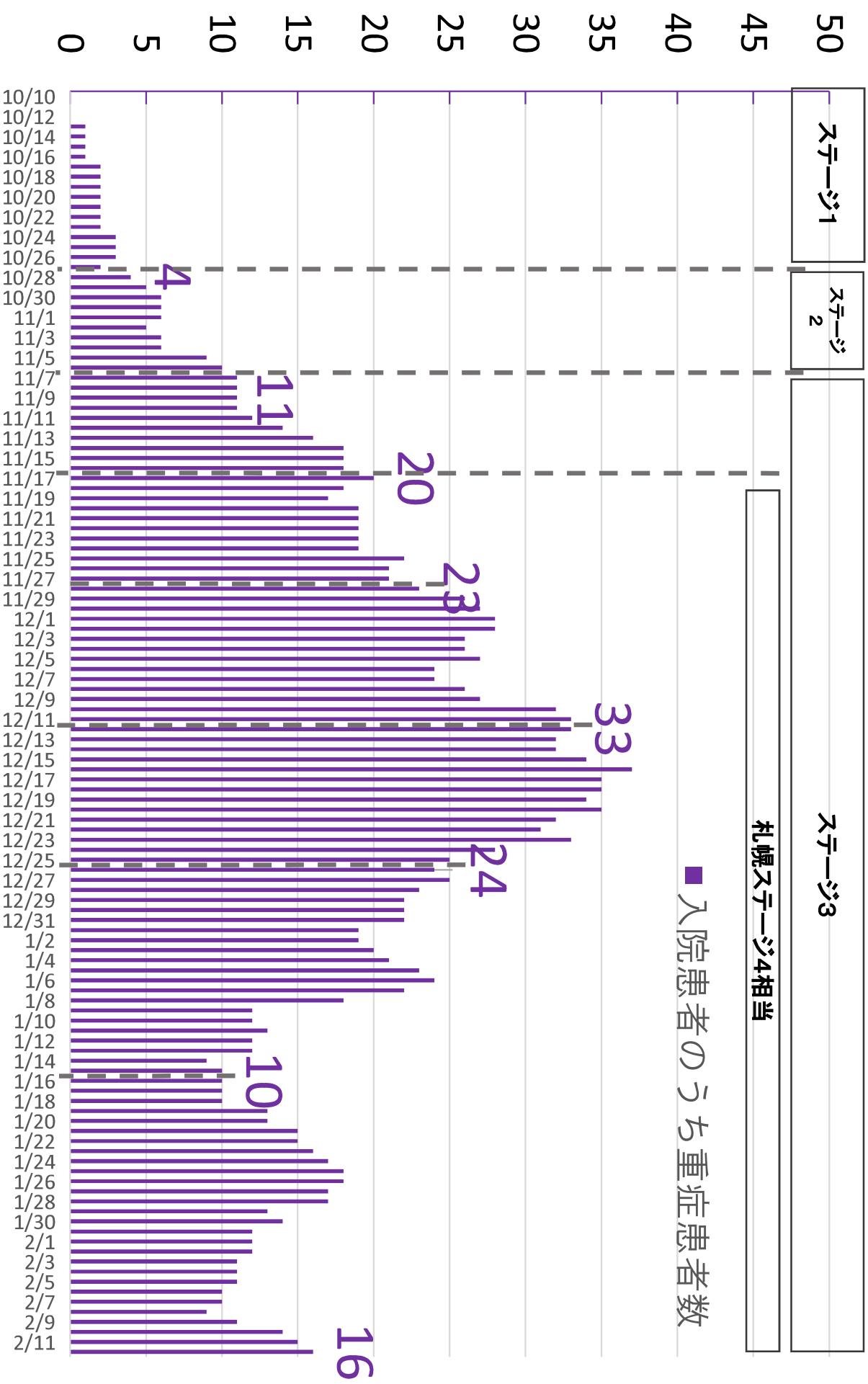


医療提供体制等の負荷(病床全体)



医療提供体制等の負荷(重症者用病床)

(床)



集団感染の発生状況

	11月	12月	1月	直近11日間 (2/1~12)
医療施設 福祉施設	47件 (1883人)	45件 (1570人)	26件 (650人)	9件 (100人)
飲食店等 (※)	19件 (222人)	7件 (56人)	15件 (173人)	3件 (19人)
事業所等	17件 (220人)	7件 (143人)	10件 (109人)	4件 (54人)
学校	11件 (179人)	10件 (202人)	7件 (196人)	0件 (0人)
合 計	94件 (2504人)	69件 (1971人)	58件 (1128人)	16件 (173人)

※接待を伴うものを含む

集団感染の発生状況(札幌市／札幌以外)

	1月		直近11日間(2/1~12)	
	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外
医療施設 福祉施設	10件 (285人)	16件 (365人)	6件 (75人)	3件 (25人)
飲食店等 (※)	3件 (28人)	12件 (145人)	2件 (11人)	1件 (8人)
事業所等	2件 (17人)	8件 (92人)	2件 (30人)	2件 (24人)
学校	3件 (58人)	4件 (138人)	0件 (0人)	0件 (0人)
合 計	18件 (388人)	40件 (740人)	10件 (116人)	6件 (57人)

※接待を伴うものを含む

感染拡大防止に向けた施策について (案)

【令和3年2月13日】

集中対策期間

～もう一段、感染を徹底して抑え込むために集中して取り組む施策～

対策期間

国内で緊急事態宣言が発令されている間

協力要請のポイント

地域を限定した要請

目標：新規感染者数が10万人あたり15人／週を下回る水準をめざす

地域を限定した期間

令和3年2月16日（火）～令和3年2月28日（日）

■ 感染リスクを回避できない場合

- ・ 札幌市内及び小樽市内においては、不要不急の外出を控える
- ・ 札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控える

■ 札幌市においては、市内全域の飲食店等について時短要請

※時短要請については、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討する。

地域を限定した要請

期間：令和3年2月16日（火）～ 令和3年2月28日（日）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

■感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内及び小樽市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控える

■営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請

- ・札幌市内における飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しない

【事業者の皆様への要請】

■札幌市内の飲食店等について、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）

※時短要請について、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善がされた場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討する。

全道域の要請

期間：国内で緊急事態宣言が発令されている間

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避する行動の徹底
 - ・ できる限り同居していない方との飲食は控える
 - ・ 「新北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
 - ・ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
 - ・ 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
 - ・ 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

【事業者の皆様への要請】

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検
- テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足（参考）

- 感染リスクを回避できない場合の例
 - 新北海道スタイルを実践していない施設等の利用、密閉された屋内において人との距離が十分に保たれない長時間の会合、飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食など
- 体調が悪い場合の例
 - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

感染拡大防止対策の更なる強化

- 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備
 - ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
 - ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
 - ・ 感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
 - ・ 集団感染が発生した場合の迅速な対応 ※別紙2 参照
 - ・ 感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー
- 札幌市と連携しすき地区における感染防止対策の推進
- ・ **事業者と共に感染防止対策に取り組む「すき地区新型コロナウイルス対策プロジェクト」を推進**
- 札幌市以外の全道の繁華街における感染拡大防止の取組の推進
 - ・ 振興局における勉強会の開催など
- 感染が拡大している地域における療養体制の確保
 - ・ 患者受入医療機関や即応病床数の確保
 - ・ 宿泊療養施設の迅速な確保
- 普及啓発等の強化
 - ・ 「集中対策期間」（国内で緊急事態宣言が発令されている間）の集中的な啓発広報
 - ・ 感染状況に応じた振興局毎の集中的な広報
 - ・ 「普及啓発資料」の活用、出前講座の実施
 - ・ 札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
 - ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
 - ・ 北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ
- **年度末、年度始め（全国的な異動時期）に向けた感染防止対策の徹底**
 - ・ 「転勤・入社・入学」の場面での新北海道スタイルの提案 ※別紙3 参照
 - ・ 市区町村窓口での転入者に対するチラシ配布やポスター掲示等による普及啓発

札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

2月16日(火)～2月28日(日)

(今回新たにご協力いただく場合は遅くとも2月18日(木)から)

※時短要請について、期間中においても、新規感染者数(週合計)の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討する。

区域

札幌市内全域

対象施設

○ 飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等

要請内容

- 営業時間の短縮
⇒営業時間は「午前5時～午後10時」
- 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底
- 要請にご協力いただいた事業者には、店舗ごとに支援金を支給

【 支援金額：1店舗1日あたり 2万円(最大26万円) 】 ⑤

集団感染への迅速な対応

【事前準備】

- ・振興局ごとの即応体制整備

【発生後】

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の設置
- ・衛生資器材の確保
- ・道の医師・保健師等や保健所設置市等による「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・厚生労働省クラスター班やDMAT(Disaster Medical Assistance Team)支援チームなど、国の専門家等の派遣・支援要請
- ・全国知事会や国を通じた都府県への保健師・看護師の応援要請
- ・関係団体・施設等と連携した介護職員等の派遣
- ・関係団体等と連携した医師・保健師・看護師等の派遣
- ・市町村保健師による保健所活動への応援
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・積極的な新型コロナウイルス検査に対応するため検体採取用車両を活用
- ・医療提供体制のひっ迫度合いに応じた病床の確保や医療スタッフの派遣

「転勤・入社・入学」の場面での 北海道スタイルの提案

【別紙3】

【取組の考え方】

- ・ 3月～4月の人事異動や入社、入学に伴う人の移動による感染拡大を防止するため、関係機関と連携し、取組を推進

【取組の事例】

段 階	従業員・学生	企業・学校等
転居～ 着任・入学 まで	<ul style="list-style-type: none">・引越時期の分散化・飲食でのリスク回避・検温 (など)	<ul style="list-style-type: none">・着任日の柔軟な対応・従業員の体調把握 (など)
着任・ 入学後	<ul style="list-style-type: none">・飲食でのリスク回避・検温 (など)	<ul style="list-style-type: none">・不急の挨拶回りの自粛や後倒し・テレワークや時差出勤の奨励・入学式などの式典全体の時間短縮 (など)

道の警戒ステージ運用の考え方（案）

- これまでの国の動向や道内の感染状況の推移等を踏まえ、今後、道の警戒ステージについて、次のとおり運用する。
 - 原則として「新規報告数」が指標を上回った場合（下回った場合）に、「病床」又は「重症者用病床」の負荷の状況を踏まえ、ステージの移行を総合的に判断する。
 - 特定の地域や業態を対象とした強い施策を講じるに当たっては、次の状況を総合的に勘案して判断する。
 - ①当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
 - ②当該地域における感染の広がりが続いているか
 - ③医療提供体制等への負荷が高まっているか

感染拡大防止に向けた施策（道案）等に対する主な意見

1 専門家等の意見

- ・期間、目標、対策の実施に賛成。特に道民へのワクチン接種を控え医療機関の現在の負担を予め軽減しておくことはとても大切。
- ・対策期間と対策の追加は妥当。
- ・目標設定の新規感染者数は、札幌市の状況を考えるとより低く設定することを考慮してよいのではないかと。
- ・対策については異論ない。
- ・札幌の感染状況は政令市の中でも高い水準にあり、対策延長は必要性があり、合理的。
- ・札幌市や小樽市の感染者数が多く、対策に異存は無い。
- ・市中感染を抑え込まないと感染状況は改善しない。まずは10万人あたり15人以下が一つの目安。
- ・医療機関としてはまだまだ厳しい状況にあり、この方向性で進めてほしい。
- ・今後ワクチンの対応は医療関係者が行うので、そこに手が回らない状況は避けたい。厳しい対策であるが必要。
- ・札幌では有症状でも検査が十分にできていない、適切に疫学調査ができていないなどの状況も見られるので、保健所機能を強化して、しっかり次に備えることが必要。
- ・すぐに感染者は増えることを念頭に保健所機能や医療提供体制に余裕を持てるよう取り組んでほしい。
- ・基本的な考え方は良い。しっかりと抑え込むために集中的な対策をとることは妥当。
- ・時短要請の拡大は道民に理解されづらい。市中感染が広がっているなど道民に対して感染事例を踏まえたわかりやすい説明が必要。
- ・札幌市全域に時短要請を広げることは誤解を与える恐れがあり、必要性を上手にアナウンスすべき。
- ・時短解除後の対応が重要。道民に対し基本的なことをしっかり周知して具体的な行動変容の工夫を示していくべき。
- ・集中対策期間を3か月やってきて感染状況も改善されてきているが、それがほとんど評価されず、対策強化となっているので道民対策疲れを誘引する可能性がある。
- ・感染が下がっている時に時短要請を強化するという理由について、さらに整理し、道民に納得して協力してもらえよう知事がメッセージを発することが必要。
- ・もう一段頑張ってもらいたいという内容なので、道民が前向きな気持ちになるような情報発信に取り組んでいくことが必要。
- ・対象期間の終了時にあと少しという水準でさらなる対策の強化を打ち出すのは後出しじゃんけんとも受け止められ、理解を得にくくなることも考えられる。

- ・集中対策の期間を「緊急事態宣言が発令されている間」とするのは反対。期間は独自に設定して独自に終わるべきもの。
- ・経済との両立に向けて、感染状況に応じた経済対策を迅速・果断に講じるべき。
- ・道や札幌市の独自の財源で、時短対象の事業者のみならず、取引先等への幅広い支援を強く求めたい。

2 市町村・関係団体の意見

- ・今なお高い水準にあり、医療の逼迫状況も踏まえるとやむを得ないが、感染状況が落ち着いた段階で速やかに解除を進めてほしい。
- ・今後のワクチン接種の事前準備に万全を期すと共に情報発信を適時適切に行ってほしい。
- ・社会経済活動の制約が長期化することにより、経済へ甚大な影響を及ぼしている。きめ細かな支援策を講じることを願う。
- ・北海道は、対策期間とその影響が全国で最も長期間に及んでいる。経済とのバランスを考えれば、感染拡大防止を徹底したうえで最短での措置解除に向けて努力してほしい。
- ・地域ごとの感染者数の減少状況を的確に把握し、その地域の感染状況に応じた各種経済対策を迅速・果断に講じてほしい。
- ・札幌市全域の飲食店の時短要請が加わった。減少局面にある中で、何故この措置が必要なのか、道民や特に対象となる事業者のみなさんが納得でき、前向きに協力いただけるような根拠と理由を医学的見地も含め説明してほしい。
- ・飲食店だけでなく、その取引先も含めて支援が必要。
- ・感染者減少に伴う「気の緩み」を防ぎ、道民一人ひとりが「積極的且つ前向きに」協力いただけるようなメッセージを発信してほしい。
- ・ワクチンが早期に広く道民に行き渡るよう、市町村と連携して万全の準備と対応をお願いしたい。
- ・3月・4月、人が移動する時期を迎える。経済界として、人の移動に伴う感染拡大を抑えるよう、道と協力しながら取り組む。
- ・飲食店への営業時間短縮要請が札幌市内全域に拡大することは、今までより強い措置であり、納得感のある丁寧な説明が求められる。時短要請等によって影響を受けている飲食店以外の事業者への支援も併せて検討してほしい。
- ・新規感染者数の状況から、引き続き強い措置を講じることはやむを得ないが、事業者側には休業補償と同等の支援措置が必要。加えて、時短要請する飲食店のみならず、取引業者に対しても、同様の支援措置が必要である。

道の警戒ステージの運用の考え方（道案）に対する主な意見

関係団体の意見

- ・措置の解除や緩和要件を明確化し、目標に向けて各地域が抑止に取り組めるようにすべきである。
- ・特定の地域や業態を対象とした強い施策を講じるに当たっては、事業者の経営状況も勘案してほしい。

年度末・年度始めにおける学校関係者の「体調・行動確認システム」について(案)

(R3. 2. 13 教育庁)

節目行事や往来が活発になる年度末・年度始めにおける新型コロナウイルス感染防止を徹底するため、生徒や教職員等自身と職場ぐるみのリスク管理をサポートする「体調・行動確認システム」を構築する。

【高校生】

1 対象 公立高等学校在校生、新・転入生
219校、約86,000名

2 アプリ Googleフォーム

3 入力時期 毎日

4 項目

- (1) 体温
(2) 体調 (咳、息苦しさ、鼻水、のど痛み等)
(3) 同居者の風邪症状等
(4) 行動歴 (感染リスクが高いと考えられる施設等への訪問の有無)



デモサイトへ



5 チェック方法

各学校のIDとパスワードを管理する責任者が、エクセルに集約されたデータにアクセスし確認

1	タイムスタンプ	学年	クラス	出席番号	氏名	朝の体温	今の症状	同居の家族に風邪症状	感染リスクの高い場所
2	2021/02/09 9:35:30	1年	1組 (A組)	1	北海まなぶ	36.5	良好 (以下の症状はない)	いない	行っていない
3	2021/02/09 9:37:22	1年	1組 (A組)	2	朝美つとむ	37	鼻水	いない	行っていない
4	2021/02/09 9:49:50	1年	2組 (B組)	3	佐保良とおる	38.0以上	息苦しさ、鼻水、頭痛	いない	行っていない

【教職員等】

1 対象 新規採用者・異動対象者
約4,500名 (教育庁職員等約15,000人の約3割)

2 アプリ

(1) 道立学校職員：Googleフォーム

(2) 教育庁等職員：北海道電子自治体共同システム(LGWAN)
「簡易申請機能」



デモサイトへ

3 入力時期 採用・異動前後2週間

4 項目
同左

5 チェック方法

各学校、教育庁各課、各教育局、各所管機関のIDとパスワードを管理する責任者が、エクセルに集約されたデータにアクセスし確認



【体調・行動等入力フォーム】（サンプル）

〇〇高校 体調・行動等入力フォーム

*感染症対策のために、毎日の健康観察が大切です。春休み中も毎朝体温を測り、体調などを日々確認してこのフォームに入力して送信してください。
 *発熱等の風邪症状がある場合は、「人にうつさない」ために、自宅で休養してください。
 *心配な症状がある場合は、「重症化を防ぐ」ために、学校に連絡するとともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/soudannomeyasu.pdf>)を参考に「帰国者・接触者相談センター」などに相談してください。
 学年を選択してください。*

選択

クラスを入力してください。*

選択

出席番号を入力してください。*

選択

氏名を入力してください。*

回答を入力

朝の体温を入力してください。（37.5度以上ある場合は、自宅で休養してください。）*

選択

今の症状を選択してください。（複数選択可）*

- 良好（以下の症状はない）
- せき
- 息苦しさ
- 鼻水
- のどの痛み
- 体のだるさ
- 頭痛
- 臭覚・味覚の異常
- その他: _____

同居の家族に風邪症状のある方はいますか。*

いる

いない

感染が疑われる事例が報告されている場所等に行きましたか。
 （一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されている場所等の例：カラオケ店、ライブハウス、スキーのゲストハウス、大人数や長時間に及ぶ飲食の場面など）*

行った

行っていない

入力お疲れさまでした。
 *次の①に該当し、なおかつ②または③のどちらかにも該当した場合は、学校へ連絡してください。
 ①発熱（37.5度以上）や風邪症状がある
 ②同居者に風邪症状がある
 ③感染リスクの高い場所等に行った
 *心配な症状がある場合は、「重症化を防ぐ」ために、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/soudannomeyasu.pdf>)を参考に「帰国者・接触者相談センター」や、かかりつけの医療機関に相談してください。

送信

【リンク】
 新型コロナウイルス感染症についての
 相談・受診の目安と問い合わせ先等へ

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

★ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「受診・相談センター」や、かかりつけの医療機関に相談してください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱やせきなどの比較的重い風邪の症状がある
※高齢者、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外で発熱やせきなど比較的重い風邪の症状が長く続く場合
※症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱薬などを飲み続けなければならない方も同様です。

発熱があり、医療機関を受診される時は、事前に電話を！
 ①かかりつけ医がいる方はかかりつけ医にお電話を！
 ②かかりつけ医がない方は次の受診・相談センターにお電話を！

北海道新型コロナウイルス感染症対策センター
 0800-222-0018（24時間）

札幌市保健センター
 011-835-2111（24時間）
 札幌市保健センター
 011-835-2111（24時間）
 札幌市保健センター
 011-835-2111（24時間）
 札幌市保健センター
 011-835-2111（24時間）

【確認データ例（学校担当者）】

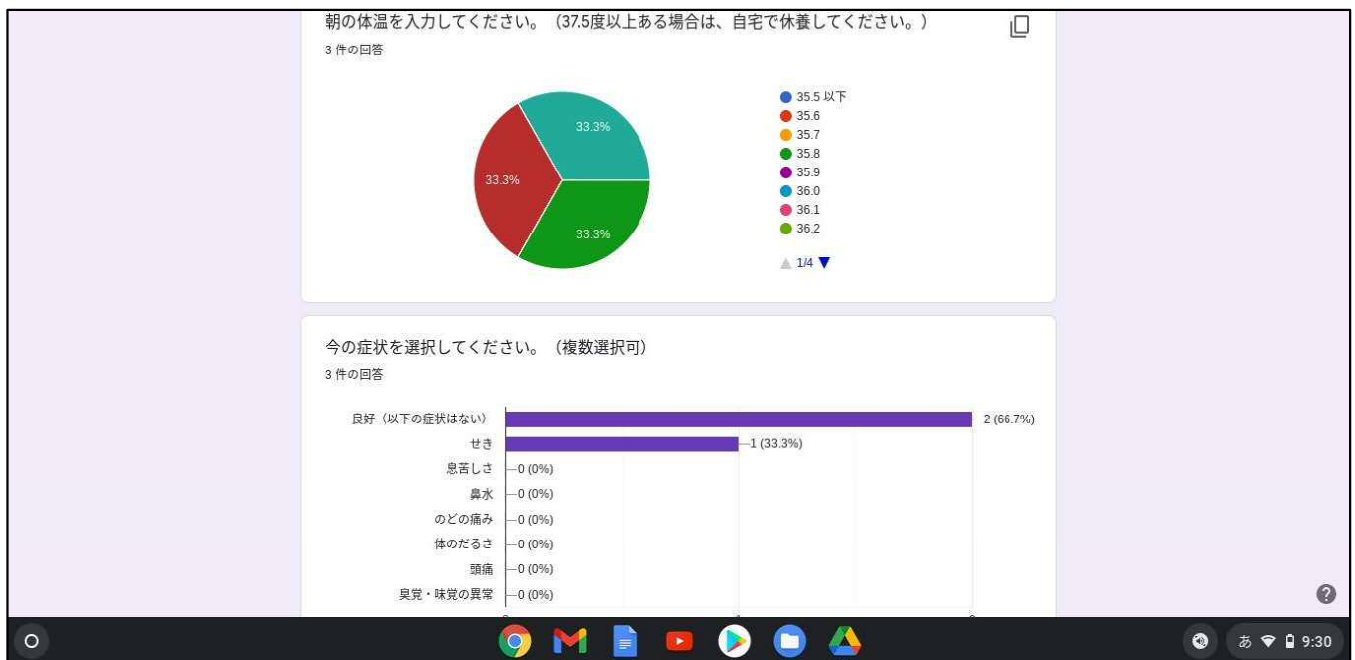
- 各学校のG Suiteアカウント（IDとパスワード）を管理する担当者が、入力データを一覧できます。

体調・行動等入力フォーム

	A	B	C	D	E	F	G	I	J
1	タイムスタンプ	学年	クラス	出席番号	氏名	朝の体温	今の症状	同居の家族に風邪症状	感染リスクの高い場所
2	2021/02/09 9:35:39	1年	1組 (A組)	1	北海まなぶ	36.5	良好 (以下の症状はない)	いない	行っていない
3	2021/02/09 9:37:22	1年	1組 (A組)	2	蝦夷つとむ	37	鼻水	いない	行っていない
4	2021/02/09 9:49:50	1年	2組 (B組)	3	佐保呂とおる	38.0 以上	息苦しき、鼻水、頭痛	いない	行っていない
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

【データ分析例（学校担当者）】

- リアルタイムで結果がグラフ表示されますので、分析が容易にできます。



令和3年2月13日

総 務 部

4月1日付け定期人事異動における赴任期間の取扱い等について

知事部局（各種委員会を含む）においては、令和3年4月1日付けで予定している定期人事異動にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクをできる限り低減させるため、次の取組を実施

■ 赴任期間の特例を設定

- ・ 通常7日間の赴任期間を、21日間（3週間）に延長（昨年14日間（2週間））

■ 検温など体調管理の徹底

- ・ 異動の有無に関わらず、毎朝の検温を徹底（健康観察シートを活用）
- ・ 本人のみならず、家族に発熱などの症状がある場合は、体調が回復するまでの間、自宅待機とし、赴任を控える

■ 着任先における出勤抑制や儀礼的な挨拶回りなどの自粛

- ・ 着任後においても、当面の間（1週間程度）は在宅勤務のほか時差出勤などにより、人との接触機会を低減
- ・ 庁内職員間のほか、関係機関・団体等への挨拶回りを控える
- ・ 会議等への出席を控える

■ その他

- ・ 異動先の感染状況や自治体が講じている感染防止対策に留意
- ・ 飲食に伴う感染リスクを回避する行動の徹底（送別会、歓迎会など）
- ・ 4月1日付け新規採用者に対しても、上記の内容についてあらかじめ周知

健康観察シート

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためには、毎日の健康管理が大事です。
- 毎日、朝に体温を測り、記録することで自分の体調を確認しましょう。



体調に変化があったら？

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状などありますか？
- ② 発熱や咳など風邪の症状がありますか？

- ① かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医にお電話を！
- ② かかりつけ医がいない場合は、次の受診・相談センターにお電話を！

〈札幌市、旭川市、函館市、小樽市以外にお住まいの方〉
 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター
 0800-222-0018
 〈旭川市にお住まいの方〉
 旭川市健康相談窓口
 0166-25-1201

〈札幌市にお住まいの方〉
 救急安心センターさっぽろ
 011-272-7119
 〈函館市にお住まいの方〉
 函館市受診・相談センター
 0120-568-019

〈小樽市にお住まいの方〉
 小樽市発熱者相談センター
 0570-080185

月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日													
体温 (起床時)	℃												℃
体調	のどの痛み	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	咳	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	だるさ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	息苦しさ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
その他													

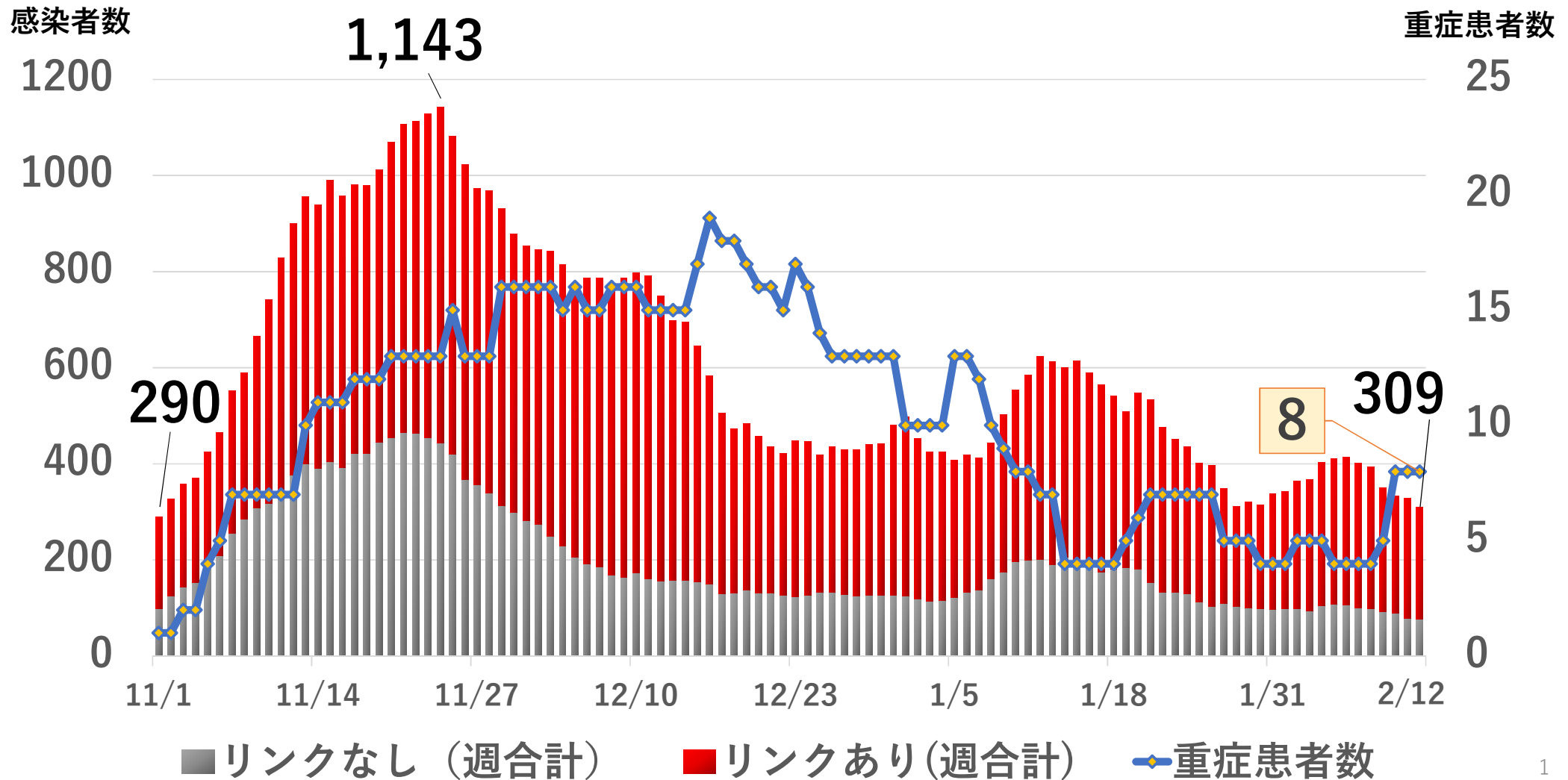
◆毎日の体調を記録しましょう。

◆PCR検査が決定したら職場に連絡しましょう。

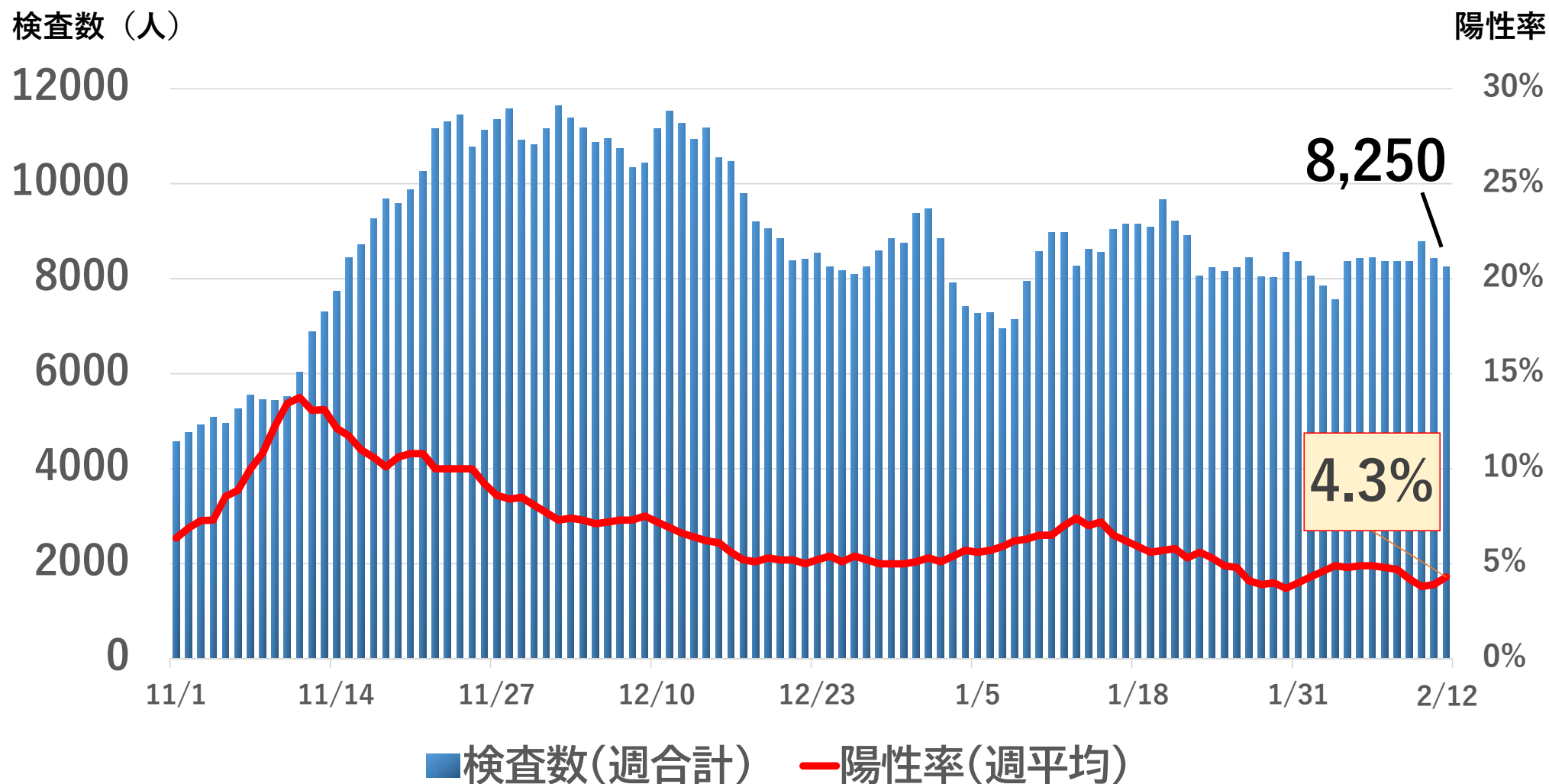
札幌市の感染状況について

令和3年2月13日
札幌市保健所

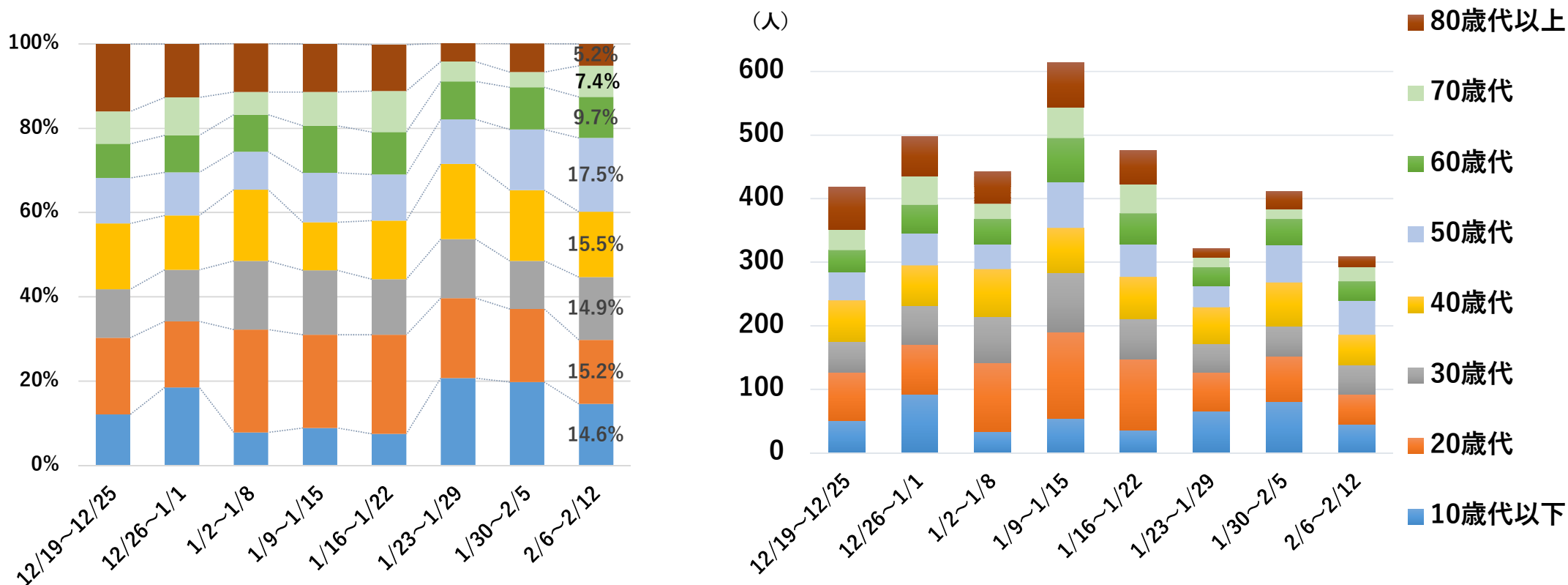
新規感染者数と重症患者数の推移



市内検査数と陽性率の推移



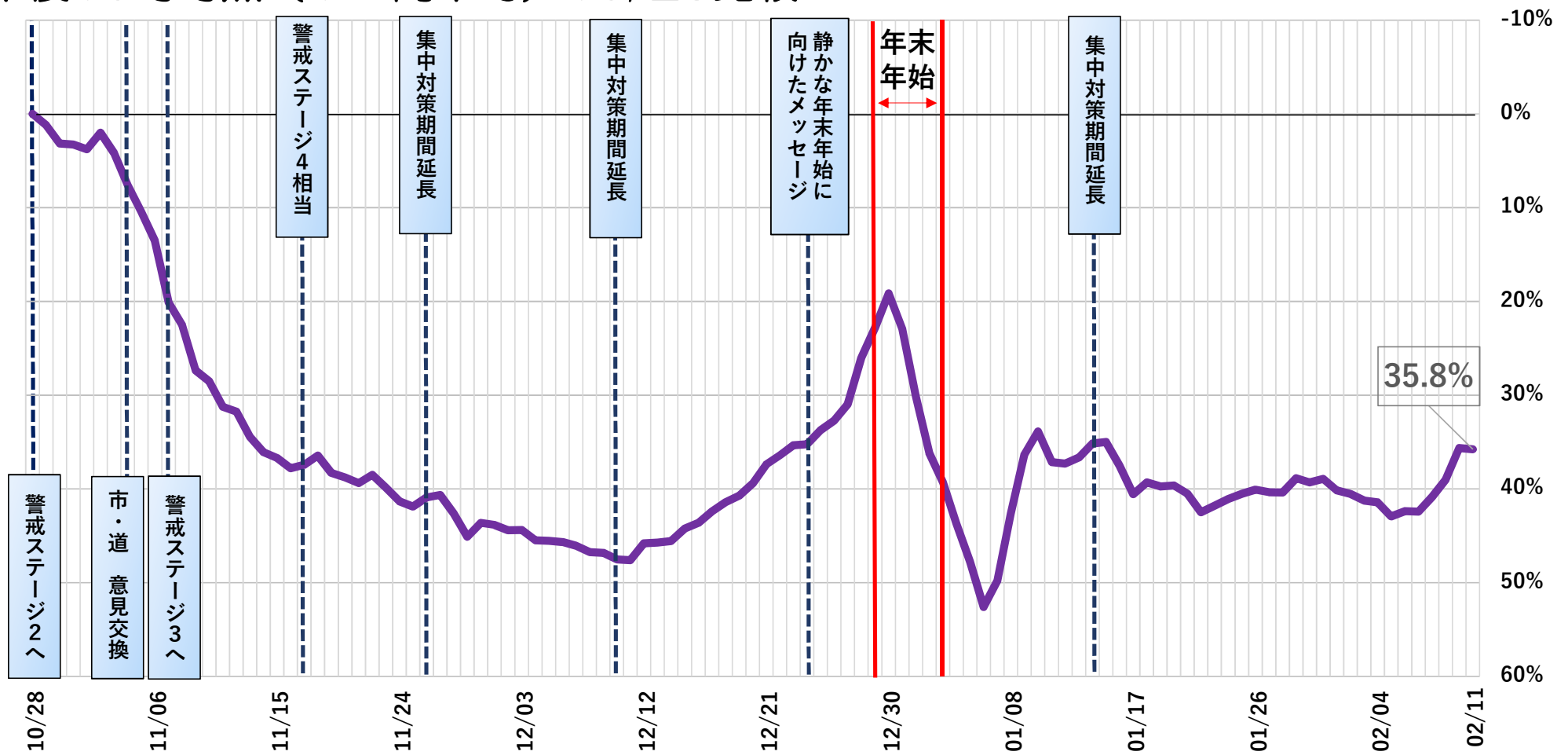
市内年齢別感染者数の割合



➤ 60歳代以上の感染者は減少しており、各年代に感染の広がりが見られる状況

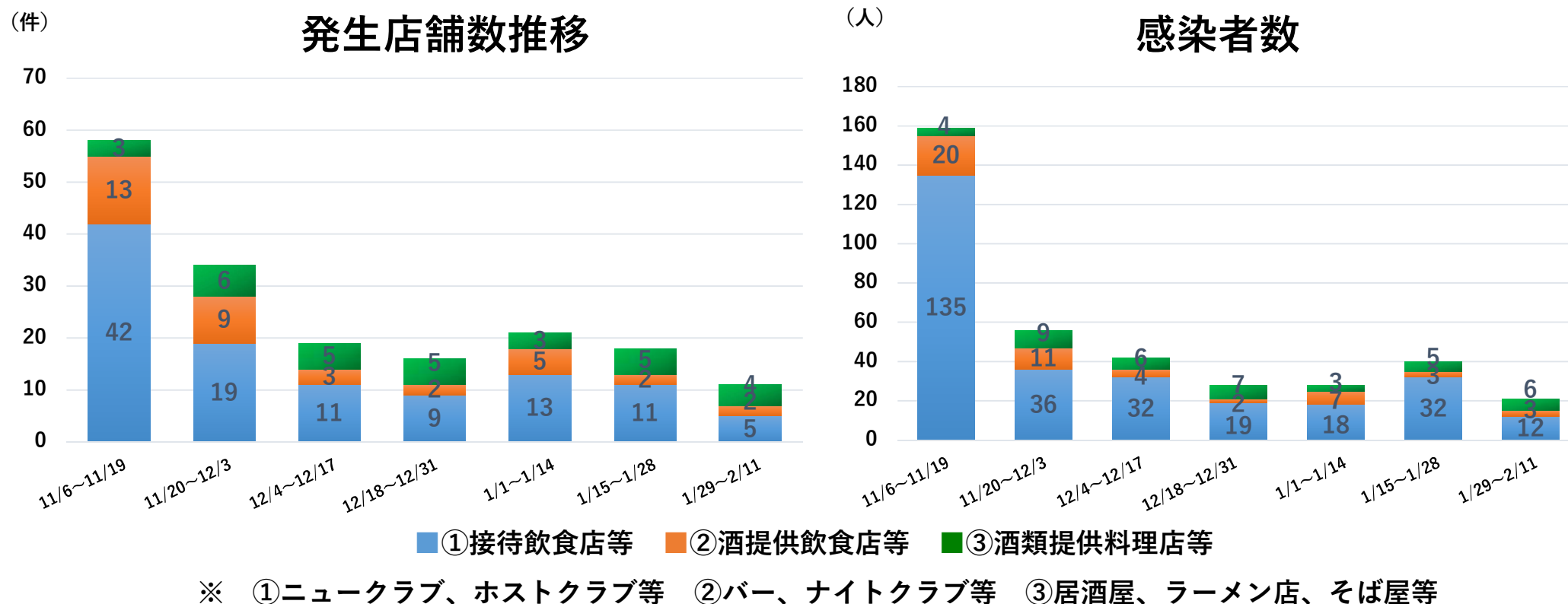
警戒ステージ2以降の人流の削減率 すすきの夜間

午後10時時点（7日間平均） 10/28比較



※Agoop社提供データを元に作成

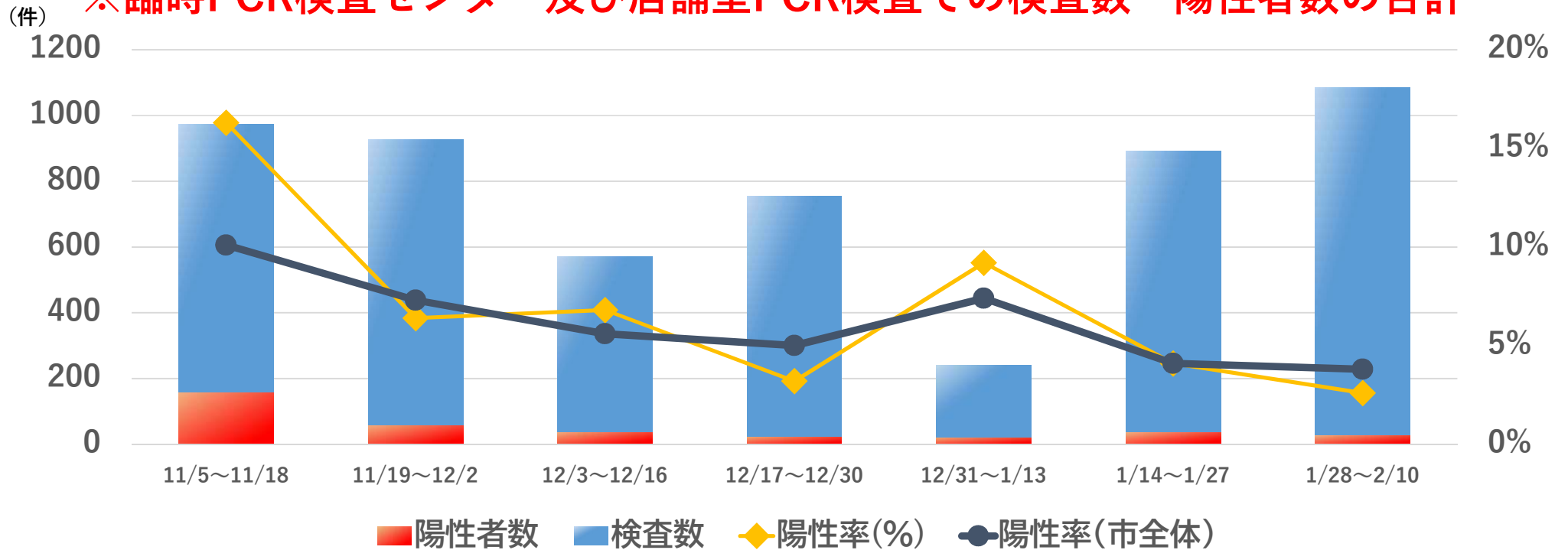
営業時間短縮要請施設等における感染状況（すすきのの）



➤ 12月以降、発生店舗数及び感染者数は減少傾向。年始休暇明けに増加し、再び減少するも、一定数の発生が続いているところ。

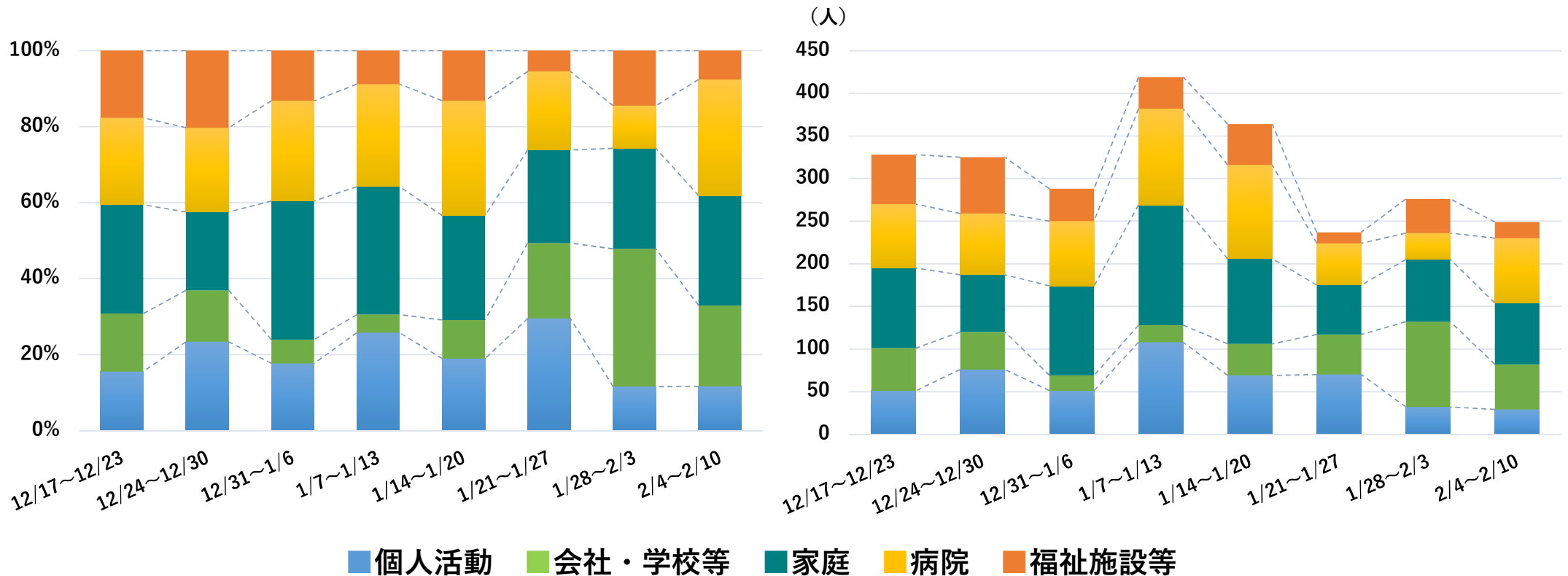
すすきの地区の重点的検査の状況

※臨時PCR検査センター及び店舗型PCR検査での検査数・陽性者数の合計



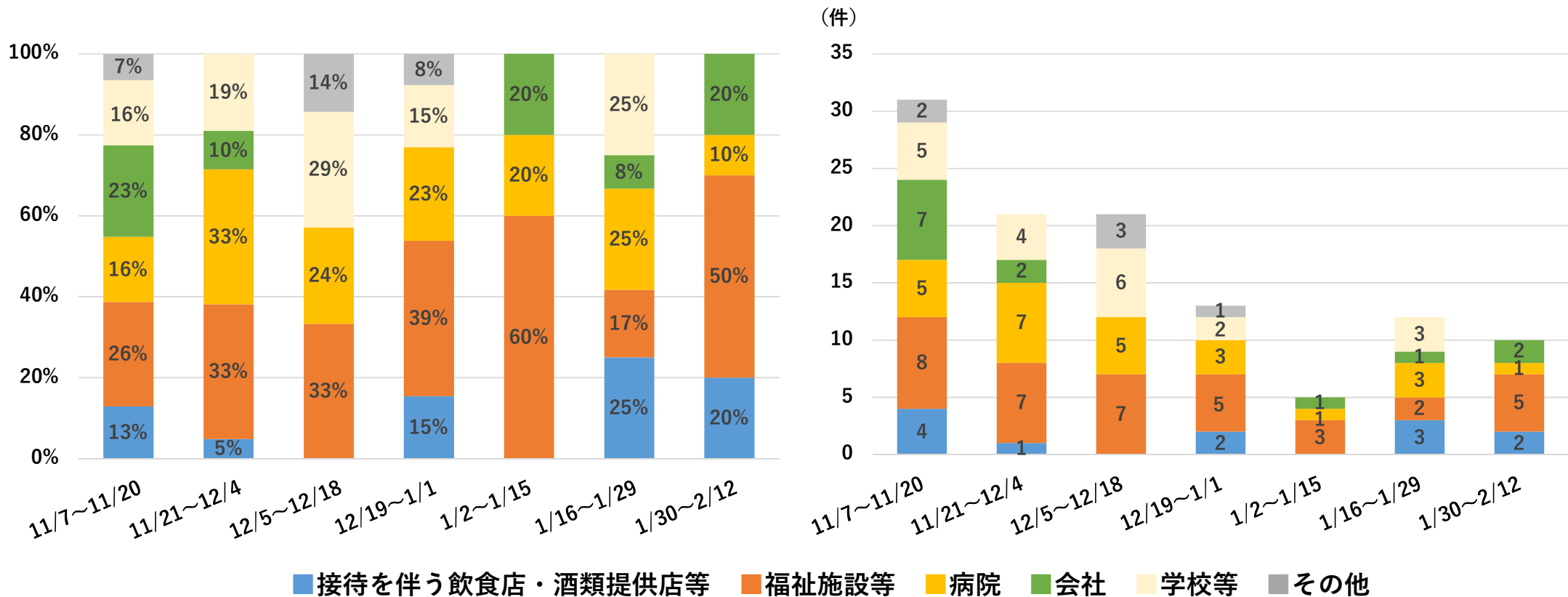
- 陽性者数は一定数発生しているものの、11月と比較すると減少している状況
- 店舗型PCR検査の受検勧奨により、重点的検査数は1月以降増加。

市内新規感染者（リンクあり）の感染経路



- 市中感染が広がり、様々な場所・場面が感染経路となっている。
- 感染者の中には、すすきの地区以外の酒類提供店等に関連する行動歴もみられている。

市内集団感染事例



➤ 発生件数は12月以降減少。1月からは、会社や学校における感染事例が発生しているほか、すすきの地区以外の酒類提供店等での感染事例が発生している。

今後の感染拡大防止対策等について

1 基本的な考え方

- これまで、感染拡大防止に向けた集中対策として、すすきの地区の飲食店等を中心とした営業時間短縮などの協力要請を3ヵ月以上にわたり行われてきた。
- これらの対策により、すすきの地区における感染者数および発生店舗数は大幅に減少している一方、すすきの地区以外での個人活動や家庭、企業、学校などでの感染は一定数発生し、「下げ止まり」の状態が続いている。
- 加えて、営業時間短縮等の要請が長期にわたっていることから、協力事業者はもとより、関係する事業者への経済的影響が増大している状況にあり、これらの事業者に対しては、必要な支援を行っていく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、これから年度末に向けて、就職・転勤、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加が見込まれるため、今後2ヵ月間における感染拡大防止対策について、国が改訂した基本的対処方針の柱に沿って取り組んでいくこととする。
- これらの取組をしっかりと実施することで、新規感染者数を更に引き下げ、北海道が協力要請の解除基準として示した「新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回る」を達成していく。

2 今後の感染拡大防止対策等

(1) 情報提供・共有

- 市民の皆さんに対し、以下の行動変容を呼びかける。

<飲食に関すること>

- ・飲食店等を利用する際には、飲食時は会話しない（黙食）こと。
- ・同居していない方との飲食については、自宅を含め、人数や時間に関わらず、できる限り控えること。

<年度末に関すること>

- ・卒業式後などにおける飲食を伴う会合を自粛すること。
- ・就職、転勤などに伴う歓送迎会を自粛すること。

(2) まん延防止

①外出の自粛

○市民の皆さんに対し、以下の外出自粛等呼びかける。

- ・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控えること。
- ・感染リスクを回避できない場合の不要不急の外出や市外との不要不急の往来を控えること。
- ・市内の飲食店等の利用は、22時から翌日5時まで、控えること。
- ・発熱や咳があるなど体調が悪い場合は外出を控え、かかりつけ医や相談窓口（#7119）への早めの相談を心がけること。

○区役所窓口において、3月下旬から4月の市外転入者に対し、感染防止対策について注意喚起を行う。

<注意喚起の内容>

- ・2週間は体調に注意し、不要不急の外出を控えること。
- ・毎日の体調管理、手指消毒、マスク着用を徹底すること。
- ・体調が悪い場合などは相談窓口（#7119）に連絡すること。

○区役所窓口の混雑を緩和するため、窓口の夜間延長、休日開庁を行うとともに、郵送でも可能な手続きの周知や、インターネットによる混雑状況の広報などを実施する。

②飲食店関係

○市内の飲食店、カラオケ店等に対し、2月28日（日）まで、営業時間を午前5時から午後10時までとする北海道の要請について、協力していただく事業者への支援金に係る支給事務等を実施する。

○すすきの地区において、協定に基づき、関係団体と共に感染防止対策に持続的に取り組む「すすきの地区新型コロナ対策プロジェクト」を推進する。

<取組内容>

- ・接待を伴う飲食店向け「手引書」の作成・配布
- ・定期的な店舗単位でのPCR検査の受検勧奨及び受検店舗の発信

- ・感染者発生店舗への消毒費用等の支援
- ・店舗内の感染防止対策の助言、指導等を行う研修会の実施
- ・飲食店の利用客に向けた感染症対策を呼び掛ける店内掲示物を作成、配布
- ・飲食店で発生した具体的な感染事例などの情報提供による注意喚起

○市内の飲食店に対し、感染対策の協力を要請する掲示物を配布する。

○札幌商工会議所や札幌観光協会等の団体と連携し、店舗における感染症対策を促進するためWEB講演会（動画配信）を実施する。

③職場環境等

○経済関係団体を通じて、市内の事業者に対し、職場における感染防止のための取組の徹底について、改めて要請するとともに、集団感染事例が発生している業態に対しては、実際の感染事例などに基づく具体的な対策を要請する。

○経済関係団体等に対し、3月～4月の人事異動や入社・退社に伴う人の移動による感染拡大を防止するための協力を要請する。

<要請内容>

- ・着任日の柔軟な対応
- ・不急の挨拶回りの自粛や後倒し
- ・入社、退社や人事異動に伴う歓送迎会等の自粛

○経済関係団体を通じて、市内の事業者に対し、ローテーションによる在宅勤務やテレワークの実施を要請する。

○テレワークの導入を検討している市内中小企業等に対し、専門家派遣等のテレワーク導入に係る支援を実施する。

④学校関係等

○大学連携ネットワークを通じて、市内の大学・短期大学に対し、新入学生を対象としたオリエンテーション等を活用した、感染予防策の周知依頼を行う。

⑤クラスター対策の強化

○重症化リスクの高い高齢者等が入所している福祉施設や医療機関などを対象に、施設の従事者等に対する定期的なPCR検査を実施する。

○福祉施設・医療機関等に対し、疫学調査に基づき、具体的な感染事例などを情報提供し、感染管理の徹底等、更なる注意喚起を行う。

○市内の医療従事者を対象に、クラスター発生への対応や実際の活動事例、ゾーニング等に関するWEBセミナーを開催する。

(3) 医療関係

○自宅療養者に対し、アプリを活用した健康観察やオンラインによる診療を行うほか、さらにパルスオキシメーターの貸与等により、患者の健康状態や症状の変化を迅速に把握できるように環境整備を進める。

○自費等でPCR検査を実施する民間企業に対し、疑い患者に関する情報の共有や感染拡大防止に対する協力などを要請する。

○後方支援病院の円滑な運営に向けた体制整備に努めるほか、医療機関のご協力のもと保健所に配置した医療ソーシャルワーカー（MSW）を通じた受入医療機関と後方支援病院間の転院調整等の支援を実施する。

(4) 経済・雇用対策

○商店街、宿泊事業者、すすきの地区の飲食店等に対し、感染症対策のための支援を実施する。

○事業者向けワンストップ相談窓口による経営相談や、融資を受ける際に必要な信用保証料の補給、緊急貸付等、事業継続のための支援を実施する。

○離職等を余儀なくされた方に対し、就業サポートセンターでの相談や給付金付きの再就職支援等を実施する。

(5) 偏見・差別等への対応

○まちづくりパートナー協定企業である郵便局と連携し、医療従事者等への差別・偏見防止啓発ポスターを掲出する。

○札幌市の公用封筒に、医療従事者等への差別・偏見の撲滅に向けた「医療従事者応援プロジェクト」の広告を掲載する。

各区役所におけるお願い・混雑緩和について

(市民文化局地域振興部)

3月下旬から4月にかけては例年、市外転入が多く、感染拡大のきっかけとなることが懸念されることから、感染防止対策として、市外からの転入者に対し、外出自粛等のお願いを行う。

また、この時期は新入学、就職、転勤などを契機として区役所を訪れる市民が多いことから、区役所の混雑緩和のため窓口の夜間延長・休日開庁等を行い、来庁者の分散を図る。

1 市外転入者へのお願い

市外からの転入者に対し、ポスター掲出、チラシ配布等により、不要不急の外出を控える等の感染防止対策の実施をお願いする。

<お願いの内容>

- (1) 2週間は体調に注意し、不要不急の外出を控えること。
- (2) 毎日の体調管理、手指消毒、マスクの着用を徹底すること。
- (3) 体調が悪い場合などは相談窓口（#7119）に連絡すること。

2 区役所窓口の混雑緩和

繁忙期の混雑緩和と利便性向上のため、夜間延長・休日開庁を行うほか、下記について、市公式HPやポスター・チラシ等の幅広い広報を行い、市民周知を図る。

(1) 夜間延長・休日開庁

夜間延長 3月29日～4月5日のうち平日6日間について19時まで延長

休日開庁 3月27日（土）・4月4日（日）の2日間について8時45分～12時まで開庁

(2) 郵送手続等の周知

①各種証明書（印鑑証明を除く。）の請求、転出届は郵送で行うことができること、②各種証明書は最寄りのまちづくりセンターで交付を受けることができること、③住民票及び印鑑証明について、マイナンバーカードを所持している市民はコンビニで交付を受けることができることなどを周知する。

(3) 急がなくても良い手続の周知

転入届（※）、マイナンバーカードの受取りは急がなくてもよいことを周知する。

（※）法定届出期限は引越した日から14日以内であり、正当な理由なくこの期限内に届出しない者は過料の対象となるが、感染予防のための外出自粛は「正当な理由」と考えられる旨、国から通知あり。

(4) 窓口の混雑状況の周知

市公式HPから、各区戸籍住民課の混雑状況を確認できること、月曜日と金曜日は混雑している場合が多いことを周知する。

札幌市内全域における営業時間短縮の要請について

1 要請の趣旨

すすきの地区における感染者数および発生店舗数は大幅に減少したが、市内では感染が一定数発生しており、北海道の警戒ステージ4相当が続いているなど、新規感染者数は高い水準での「下げ止まり」状態となっている。

また、会食を通じた感染拡大が進みやすい環境にある。

そのため、北海道では、すすきの地区のみの営業時間短縮を中心とする対策では、更なる感染の抑え込みが難しいことから、札幌市内全域の飲食店等に対して、営業時間短縮要請を行うものであり、その支給事務について札幌市に協力依頼があったもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年2月16日(火)から令和3年2月28日(日)まで

(2) 対象施設

○札幌市内の飲食店・カラオケ店

(3) 要請内容

○営業時間の短縮（営業時間は「午前5時から午後10時」まで）

○業種別ガイドライン及び新北海道スタイルに基づく対策の徹底

(4) 協力支援金

○支援金額

1 施設(店舗) 1日あたり2万円（最大26万円）

※支援金対象期間を通じて要請に応じることが要件

○支援金対象期間

原則、令和3年2月16日(火)から令和3年2月28日(日)まで

※遅くとも令和3年2月18日(木)から要請にご協力いただくことが必要

(5) 事業費

調整中

※財源については、全額、国と道が負担

※支援金の支給事務については、北海道からの協力依頼を受けて札幌市が実施